

令和3年度

定期監査・行政監査報告書  
財政援助団体等監査報告書  
工事監査報告書

甲府市監査委員

甲 監 発 第 3 2 号  
令和4年2月22日

甲 府 市 議 会 議 長  
甲 府 市 長  
甲 府 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
甲 府 市 選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長  
甲 府 市 公 平 委 員 会 委 員 長  
甲 府 市 農 業 委 員 会 会 長  
甲 府 市 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員 長

甲府市監査委員 相 良 治 彦  
同 雨 宮 均  
同 長 沢 達 也

令和3年度定期監査、行政監査、財政援助団体等監査  
及び工事監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条の規定により監査を実施したので、その結果に関する  
報告書を次のとおり提出します。

# 目 次

|   |    |
|---|----|
| 《定期監査に関する報告》  |    |
| 監査の概要   | 1  |
| 監査の結果   | 2  |
| 行政経営部   | 4  |
| 企画財務部   | 10 |
| 福祉保健部   | 16 |
| 環境部   | 26 |
| 産業部   | 30 |
| 議会  | 36 |
| 選挙管理委員会事務局  | 38 |
| 監査委員事務局   | 39 |
| 農業委員会事務局  | 41 |
| 下水道事業会計   | 43 |
| 水道事業会計  | 46 |
| 簡易水道等事業会計   | 49 |
| 《行政監査に関する報告》  |    |
| 監査の概要・執行状況  | 51 |
| 監査の結果   | 57 |
| 《財政援助団体等監査に関する報告》   |    |
| 監査の概要   | 61 |
| 監査の結果   | 63 |
| 《工事監査に関する報告》  |    |
| 監査の概要・結果  | 71 |
| 前年度以前の定期監査、財政援助団体等監査、工事監査、行政監査の<br>指摘事項、指導事項、要望事項に対する措置状況 | 73 |

# 定期監查報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による監査を甲府市監査基準に基づき実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象部局

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的・効率的・効果的に行われているかを、より詳細かつ適正に検証・評価するため、事前調査による書面監査・実地監査を充実強化する観点から、定期監査は、全部局を対象に 2 年に 1 回以上実施することとし、今年度は、次の部局及び公営企業会計を対象とした。

行政経営部、企画財務部、福祉保健部、環境部、産業部、議会局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道等事業会計

ただし、現物（現金・預金・郵券等）検査は、全部局を対象に実施した。

#### (2) 対象範囲

令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの財務及び事務に関すること。

### 3 監査の着眼点（重点項目）

各部等で執行された財務に関する事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼を置き、今回の監査の着眼点を「業務委託契約の事務手続きについて」と定め、令和 3 年度において新たに契約締結した業務委託の事務執行について、公平性・経済性・透明性の観点から、監査を実施した。

### 4 監査の主な実施手続

財務会計システムから抽出した各種帳簿、対象部局から提出された監査資料及び証憑書類について、リスク・アプローチによる照合、試査並びに財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について説明聴取を行った。

特に、証憑書類の確認を重点的に実施する中で、財務事務の手続きや必要書類の添付が関係法令等に則り適正に行われているかを検証した。

また、財務事務との関連においては、事務事業の効率的・効果的な運営（費用対効果）について具体的な方途等の説明聴取を実施した。

更に、着眼点の重点項目とした業務委託契約の事務手続きについては、更新を含む新たな契約締結事案に関し、証憑書類を基にチェックシートを作成する中で、契約事務の手続きが関係法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかの検証を行うとともに、必要に応じて関係職員からの説明聴取や現状調査

を行った。

## 5 監査の実施場所及び実施期間

### (1) 実施場所

市役所本庁舎会議室、健康支援センター相談室、環境センター会議室、上下水道局会議室

### (2) 実施期間

令和3年10月22日から令和4年1月28日まで

## 第2 監査の結果

各監査対象において、財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の管理については、予算の目的及び事業計画に従い、かつ、関係法令等に準拠する中で、概ね適正に処理されているものと認められたが、契約事務及び財務事務の手続きにおいて散見された書類の記載漏れや添付資料の不備等の簡易な事項については、監査時に口頭及び事前調査結果による文書で改善するよう指示をした。

また、昨年度に引き続き定期監査における重点項目である「業務委託契約の事務手続きについて」は、各部等で締結した業務委託契約517件の事務手続きについて調査を行い、契約方法、契約相手方の選定及び契約締結に係る書類作成等の事務手続きが適切に行われているかを検証し、今後の適正な契約事務に資することを目的に監査を実施した。

なお、後述する各部局等に対する要望事項については、事業の経営内容の改善や財務事務の適正化などに向け、迅速かつ適切な措置を求めたところである。

本市は、市民の安全・安心な暮らしを守るとともに、地域経済の活性化に取り組む中で、自主自立した中核市として、「第六次甲府市総合計画」の都市像である『人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府』の具現化に向け、「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」に掲げた施策や事業を更に推進するとともに、コロナ禍を乗り越え、明るく笑顔あふれる、新たな日常を創出していく中で、市民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる地域社会の実現に努めるとしている。

こうした中、本市の財政状況は、令和2年度の甲府市健全化判断比率において、早期健全化基準値以内ではあるが、実質公債費比率が市債の元利償還金の増加により前年度に比べると0.2ポイント上昇した。一方で、将来負担比率は市債残高の減少等により14.2ポイント改善している。しかし、病院事業会計については、4年連続で資金不足が発生しており、資金不足比率は昨年度と比べると8.2ポイント改善し経営健全化基準を下回る7.9%となっているものの、新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金収入の増大が主な要因であることから、今後も非常に厳しい状況が続くものと考えられる。

今年度の歳入は、上半期において、市税の収入総額が前年同期と比較して約2億7,000万円の減収となっているものの、新型コロナウイルス感染症の影響による市民税の減収幅が予測を下回ったこと、緊急経済対策における税制措置による固定資産税及び都市計画税の減収分は特別交付金により補填されることから、歳入全体では予算に対する収入額を確保できる見込みである。

また、歳出については、継続して事務事業の見直しや業務の効率化など内部管理経費の削減に取り組んでいるが、人件費、公債費及び扶助費等の社会保障関係費などの義務的経費が増加傾向にあることから、本市の財政運営は極めて厳しい状況にあると予測される。

こうしたことから、歳入の根幹を成す市税収入においては、引き続き、適正な課税客体の把握と収納率の向上を図るとともに、市税以外においても、新たに導入された企業版ふるさと納税やクラウドファンディングの活用及び広告収入や未利用地の売却などにより、自主財源の確保に取り組むとともに、国・県などの補助金等の積極的な活用を図る中で、効果的な事務事業の見直しを行い、将来にわたる持続可能な行財政運営の推進に努めるべきと考える。

更に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ニューノーマルと呼ばれる新しい生活様式や働き方が定着しつつある中で、引き続き、新型コロナウイルス感染症への対応策を講ずることで、市民、事業者及び職員の安全・安心の確保に努めるとともに、コロナ禍により顕在化した課題や新たな行財政需要に対して、的確に対応できる施策・事業の推進を図ることが必要とされることである。

－注 記－

文中及び表中の比率（％）は、原則として小数点以下第2位を四捨五入した。

なお、一般会計の人件費については行政経営部、市債については企画財務部に一括計上した。

| 監査結果の指摘事項、指導事項、要望事項の区分基準 |   |
|--------------------------|---|
| 指摘事項                     | ① 法令、条例等に違反しているもの<br>② 収入の確保に適切な措置を要するもの<br>③ 予算を目的外に支出しているもの<br>④ 不経済な予算執行又は損害を生じているもの<br>⑤ 前回、監査等で指導の対象となった事項のうち是正、改善のための努力や検討がされていないもの<br>⑥ その他、不当又は適正を欠く事項で是正、改善の措置を求めるもの |
| 指導事項                     | 効率的な事務処理や適正な予算執行等に対する業務手順や内部統制の改善を指導するもの  |
| 要望事項                     | 市民サービスの効果的な提供に対する事業の経営内容等への改善を要望するもの  |

# 行政経営部

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況

(単位：円・%)

| 区分       | 予算現額(A)     | 調定額(B)     | 収入済額(C)    | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|-------------|------------|------------|----------------|--------------|
| 使用料及び手数料 | 6,247,000   | 3,091,219  | 2,882,519  | 208,700        | 93.2         |
| 国庫支出金    | 31,047,000  | 1,351,000  | 0          | 1,351,000      | 0.0          |
| 県支出金     | 14,945,000  | 14,417,000 | 14,417,000 | 0              | 100.0        |
| 財産収入     | 27,345,000  | 44,855,533 | 43,303,448 | 1,552,085      | 96.5         |
| 寄附金      | 0           | 500,000    | 500,000    | 0              | 100.0        |
| 諸収入      | 164,118,000 | 26,238,735 | 8,952,612  | 17,286,123     | 34.1         |
| 歳入合計     | 243,702,000 | 90,453,487 | 70,055,579 | 20,397,908     | 77.4         |

歳出状況

(単位：円・%)

| 区分     | 予算現額(A)        | 支出負担行為額(B)    | 予算残額(A-B)     | 執行率<br>(B/A) |
|--------|----------------|---------------|---------------|--------------|
| 議会費    | 111,720,000    | 52,608,962    | 59,111,038    | 47.1         |
| 総務費    | 5,355,057,000  | 2,624,240,591 | 2,730,816,409 | 49.0         |
| 民生費    | 1,411,722,000  | 633,152,008   | 778,569,992   | 44.8         |
| 衛生費    | 1,255,212,000  | 616,559,579   | 638,652,421   | 49.1         |
| 労働費    | 20,186,000     | 9,580,127     | 10,605,873    | 47.5         |
| 農林水産業費 | 302,034,000    | 147,463,945   | 154,570,055   | 48.8         |
| 商工費    | 210,740,000    | 100,882,483   | 109,857,517   | 47.9         |
| 土木費    | 1,202,703,000  | 585,226,748   | 617,476,252   | 48.7         |
| 教育費    | 675,419,000    | 320,803,382   | 354,615,618   | 47.5         |
| 歳出合計   | 10,544,793,000 | 5,090,517,825 | 5,454,275,175 | 48.3         |

## 2 事業概要

### 行政経営総室

#### 総務課

主な業務内容は、部内の庶務に関する事務としての文書総括指導、予算及び決算関連資料等の集計・作成、委託等契約事務のほか、市議会との連絡調整及び議会提出議案等に関する各部間調整、行政不服審査法に規定された審査請求に関する事務などである。また、庁内の会議において電子会議を推進するため、タブレット端末の貸出しを行っている。

文書に関する事務については、郵便物の配付及び発送、文書管理システムの的確な運用指導、総括管理、ペーパーレス化の推進、議案の作成、市公報の発行を行っている。

#### 法制課

主な業務内容は、条例・規則等の審査、「甲府市情報公開条例」及び「甲府市個人情報保護条例」に基づく開示請求対応への指導・助言等、公平委員会事務局の運営並びに訴訟係争に関する業務などである。

#### 行政経営課

主な業務内容は、長時間労働の抑制に向けた取組、行政改革大綱の推進、行政評価外部評価の実施、包括外部監査の実施、定員適正化と組織整備などである。

長時間労働の抑制に向けた取組については、行政経営部内に「職場環境改善委員会」及び「業務サポートチーム」を設置し、職場改善に向けた推進体制を整備した。

#### デジタル推進課

主な業務内容は、「第二次こうふDO計画」の推進とシステムの安定稼働、一人一台パソコン及び情報セキュリティ対策の推進、情報セキュリティ内部監査、「甲府市デジタルソサエティ未来ビジョン」の推進、「こうふマイナポイントプロジェクト事業」の推進、社会保障・税番号制度への対応、データの利活用の推進、AIなど、最新のICT技術の導入、統計に関する事務などである。

「第二次こうふDO計画」における基幹業務系については、64業務システムの維持管理を行い、定期的なモニタリング（サービスの提供状況の監視・評価）を実施し、システムの安定的な稼働とサービスの品質の維持に努めている。内部情報系及びインフラ系についても、定期的なモニタリングを実施する中、安定的な稼働に努めている。情報セキュリティ対策については、一人一台パソコン等の利用者に対し研修を実施するなど、情報セキュリティの意識向上や知識の習得を図っている。

「甲府市デジタルソサエティ未来ビジョン」の推進については、デジタル技術活用の基本的な考え方や方向性、目指す将来の姿を基本理念と基本目標に整理したビジョンを実現するため、具体的な事業を整理したアクションプランを策定し推進し

ている。

「こうふマイナポイントプロジェクト事業」については、マイナンバーカードの普及促進を目的に、ポイント給付事業として「こうふマイナポイント」を令和 3 年 7 月から開始し、目標値を「健康・環境・地域活動」への取組参加 5,000 件とし、目標値達成に向けた取組を進めている。

A I など最新の I C T 技術の導入については、議事録 A I の活用及び作業の効率化を図るため、紙で受け取った申請書等をデータとして読み取ることの出来る A I - O C R の調査研究を行っている。統計に関する事務としては、基幹統計調査として「経済センサス活動調査（2021 年度）」を実施している。

## 人事管理室

### 職員課

主な業務内容は、人事異動、職員採用試験、民間企業等職務経験者採用試験の実施、課長昇任試験、新人事評価制度の運用、高齢層職員の雇用環境整備、給与制度の運用に関する事務などを行っている。

高齢層職員の雇用環境整備については、年金受給年齢の段階的な引き上げに伴い、雇用と年金の接続を図るため、定年退職者の再任用制度を構築し運用を行っている。

### 人事制度改革担当課長

主な業務内容は、定年延長に向けた各種制度の導入の準備、職員の服務、公務災害補償事業である。

定年延長に向けた各種制度の導入準備については、令和 5 年 4 月 1 日から定年が段階的に引き上げられることに伴い、詳細な制度設計や関係条例の整備を行い、制度の円滑な導入に向け準備を進めている。

### 研修厚生課

主な業務内容は、職員研修事業、職員被服貸与事業、職員健康管理事業、職場の安全衛生の確立、職員福利厚生事業に関する事務などを行っている。

職員研修事業については、「提案参加型方式」により柔軟かつ主体的な受講機会を提供し「自ら学び、考え、行動する」自立型人材を育成するとともに、自主研修の充実や習慣的な O J T（職場研修）の推進及び一般研修や特別研修など、組織全体で職員研修制度を展開する中で、高い能力と意識、姿勢を兼ね備えた総合力の高い職員を育成している。

## 契約管財室

### 契約課

主な業務内容は、工事契約・物品契約などに関する業務である。

建設工事及び物品等の発注においては、常に説明責任を果たすことができるよう、透明性、競争性、公平・公正性の確保に考慮し、適正かつ効率的な契約事務の執行に努めている。

建設工事契約においては、制限付一般競争入札等を 178 件実施した。なお、制限

付一般競争入札については、設計金額 1,000 万円以上を対象に 59 件実施し、このうち価格及び品質が総合的に優れた内容であることを求める総合評価落札方式による入札を 14 件実施した。

設計測量等業務委託においては、指名競争入札等を 22 件実施した。

物品購入契約においては、指名競争入札等を 4,049 件実施した。

#### 指導検査課

##### 指導検査担当課長

主な業務内容は、設計金額 200 万円以上の工事について、契約図書に定められた出来形と品質等を確認し、施工体制、施工状況、法令遵守などの評価項目により、完成検査・出来形検査・随時検査を実施し、適正かつ効率的な施工と品質の確保を図っている。

積算基準や設計単価の改正等、国・県からの工事に関する通達助言については、施工担当課長会議を開催し、情報の共有と適正指導を行うとともに、平成 30 年度から工事発注予定が公開となったことから、工事発注の平準化を指導している。

公共工事のコスト縮減については、「甲府市公共施設更新コスト最適化行動計画」に基づき、施工担当者とはアヒアリングを実施し、職員のコスト改善意識の向上に努めている。

総合評価落札方式による入札については、14 件の工事発注について、技術審査会の開催及び学識経験者への意見聴取など総合評価を実施した。

#### 財産活用課

主な業務内容は、公共施設等マネジメントの推進、公有地の利活用に関する業務などである。

公共施設等マネジメントの推進については、「甲府市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設等全体の状況把握と、各施設の更新・統廃合・長寿命化等による財政負担の軽減・平準化及び安全性の確保を図るなど、次世代に継承できる公共施設等の適正化に向け取り組んでいる。

公有資産の利活用については、「甲府市資産（土地・建物）利活用基本方針」に基づき、低未利用となっている資産についての情報収集及び施設所管課が行う個別方針の策定や売却などの取組を支援している。

#### 公共施設マネジメント担当課長

主な業務内容は、ファシリティマネジメントの推進である。

「甲府市公共施設等総合管理計画」や「甲府市公共施設再配置計画」などに基づき、本市の公共施設や低未利用資産を「資産」と捉え、経営的な視点から、企画、管理、活用する「ファシリティマネジメント」の推進に取り組んでいる。

#### 管財課

主な業務内容は、車両管理、庁舎管理、財産管理に関する業務などである。

車両管理業務については、車両予約システムによる効率的な配車運行に努めるとともに、環境にやさしい低公害車を継続して配備している。

庁舎管理業務については、来庁者及び職員にとって、安心・安全な庁舎となるよう、維持管理に努めている。本庁舎駐車場の満車対策については、平日の開庁時間を「来庁者専用駐車場」として運用している。

財産管理業務については、公共施設全般についての損害や賠償責任等に関する各種保険の加入手続、公有地に関わる売却、境界の立会・確定作業、普通財産の貸付けを行っている。

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

#### 調査結果

新規委託業務件数 39 件

- ・業務委託契約書類の記載内容及び添付書類に不備等が散見された。

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

#### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

#### (2) 要望事項

- ・ 次期の行政改革大綱の策定については、現大綱の総括や課題などを踏まえながら、より効果的な行政改革が推進できる次期大綱とするとともに、策定後は職員に対して十分な周知を行い、職員自らが行政改革を実践するような風土づくりに努めること。

(行政経営課)

- ・ 人事制度については、地方自治の公務を担う職員の資質と能力が向上し、使命感をもって献身的に努力する職員の育成を目指して、人事評価制度、昇任昇格制度、給与制度、研修制度などの在り方に関して、常に調査研究と検討を行うよう努めること。

また、今後導入が予定されている定年延長に向けて、制度設計や関係条例の整備などの準備に努めること。

(職員課)

< 人 件 費 >

1 一般会計

(単位：円・%)

| 区 分         | 予算現額(A)       | 支出負担行為額(B)    | 執 行 率<br>(B/A) |
|-------------|---------------|---------------|----------------|
| 議 会 費       | 111,720,000   | 52,608,962    | 47.1           |
| 総 務 費       | 3,666,547,000 | 1,412,291,236 | 38.5           |
| 民 生 費       | 1,411,722,000 | 633,152,008   | 44.8           |
| 衛 生 費       | 1,255,212,000 | 616,559,579   | 49.1           |
| 労 働 費       | 20,186,000    | 9,580,127     | 47.5           |
| 農 林 水 産 業 費 | 302,034,000   | 147,463,945   | 48.8           |
| 商 工 費       | 210,740,000   | 100,882,483   | 47.9           |
| 土 木 費       | 1,199,761,000 | 582,478,018   | 48.5           |
| 教 育 費       | 675,419,000   | 320,803,382   | 47.5           |
| 合 計         | 8,853,341,000 | 3,875,819,740 | 43.8           |

2 特別会計

(単位：円・%)

| 区 分       | 予算現額(A)     | 支出負担行為額(B)  | 執 行 率<br>(B/A) |
|-----------|-------------|-------------|----------------|
| 国民健康保険事業  | 205,355,000 | 100,506,521 | 48.9           |
| 交通災害共済事業  | 4,867,000   | 2,484,304   | 51.0           |
| 介護保険事業    | 265,855,000 | 112,157,811 | 42.2           |
| 後期高齢者医療事業 | 14,468,000  | 8,288,160   | 57.3           |
| 浄化槽事業     | 7,762,000   | 2,395,076   | 30.9           |
| 合 計       | 498,307,000 | 225,831,872 | 45.3           |

# 企 画 財 務 部

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

### (1) 企画財務部長所管分

歳入状況

(単位：円・%)

| 区 分             | 予算現額(A)        | 調定額(B)         | 収入済額(C)        | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 地方譲与税           | 406,285,000    | 133,197,000    | 133,197,000    | 0              | 100.0        |
| 利子割交付金          | 15,892,000     | 10,090,000     | 10,090,000     | 0              | 100.0        |
| 配当割交付金          | 89,949,000     | 26,204,000     | 26,204,000     | 0              | 100.0        |
| 株式等譲渡<br>所得割交付金 | 115,641,000    | 0              | 0              | 0              | —            |
| 法人事業税<br>交付金    | 323,224,000    | 222,739,000    | 222,739,000    | 0              | 100.0        |
| 地方消費税<br>交付金    | 4,626,147,000  | 2,634,436,000  | 2,634,436,000  | 0              | 100.0        |
| 環境性能割<br>交付金    | 28,320,000     | 12,223,000     | 12,223,000     | 0              | 100.0        |
| 地方特例交付金         | 521,710,000    | 171,812,000    | 171,812,000    | 0              | 100.0        |
| 地方交付税           | 9,345,578,000  | 6,801,029,000  | 6,801,029,000  | 0              | 100.0        |
| 交通安全対策<br>特別交付金 | 40,829,000     | 20,258,000     | 20,258,000     | 0              | 100.0        |
| 国庫支出金           | 1,389,769,415  | 976,126,051    | 976,126,051    | 0              | 100.0        |
| 県支出金            | 32,495,000     | 16,583,000     | 16,559,000     | 24,000         | 99.9         |
| 財産収入            | 4,066,000      | 477,627        | 477,627        | 0              | 100.0        |
| 繰入金             | 603,533,000    | 0              | 0              | 0              | —            |
| 繰越金             | 287,578,223    | 822,971,840    | 822,971,840    | 0              | 100.0        |
| 諸収入             | 21,040,000     | 69,730         | 69,347         | 383            | 99.5         |
| 市債              | 9,287,200,000  | 0              | 0              | 0              | —            |
| 歳入合計            | 27,139,256,638 | 11,848,216,248 | 11,848,191,865 | 24,383         | 100.0        |

## 歳出状況

(単位：円・%)

| 区 分         | 予算現額(A)        | 支出負担行為額(B)     | 予算残額(A-B)     | 執行率<br>(B/A) |
|-------------|----------------|----------------|---------------|--------------|
| 総 務 費       | 1,251,365,000  | 82,550,454     | 1,168,814,546 | 6.6          |
| 衛 生 費       | 4,742,505,000  | 4,564,553,364  | 177,951,636   | 96.2         |
| 農 林 水 産 業 費 | 89,537,000     | 0              | 89,537,000    | 0.0          |
| 消 防 費       | 1,789,518,000  | 1,756,416,000  | 33,102,000    | 98.2         |
| 災 害 復 旧 費   | 4,000          | 0              | 4,000         | 0.0          |
| 公 債 費       | 9,948,993,000  | 4,238,017,670  | 5,710,975,330 | 42.6         |
| 諸 支 出 金     | 135,070,000    | 180,697        | 134,889,303   | 0.1          |
| 予 備 費       | 17,318,000     | 0              | 17,318,000    | 0.0          |
| 歳 出 合 計     | 17,974,310,000 | 10,641,718,185 | 7,332,591,815 | 59.2         |

## (2) 税務統括監掌理分

## 歳入状況

(単位：円・%)

| 区 分      | 予算現額(A)        | 調定額(B)         | 収入済額(C)        | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|----------------|----------------|----------------|----------------|--------------|
| 市 税      | 27,070,575,000 | 27,493,383,143 | 15,280,301,771 | 12,213,081,372 | 55.6         |
| 使用料及び手数料 | 19,906,000     | 9,680,527      | 9,552,527      | 128,000        | 98.7         |
| 県 支 出 金  | 297,920,000    | 80,585,591     | 80,585,591     | 0              | 100.0        |
| 諸 収 入    | 58,715,000     | 22,024,658     | 22,024,658     | 0              | 100.0        |
| 歳 入 合 計  | 27,447,116,000 | 27,605,673,919 | 15,392,464,547 | 12,213,209,372 | 55.8         |

## 歳出状況

(単位：円・%)

| 区 分     | 予算現額(A)     | 支出負担行為額(B)  | 予算残額(A-B)  | 執行率<br>(B/A) |
|---------|-------------|-------------|------------|--------------|
| 総 務 費   | 248,470,000 | 188,886,205 | 59,583,795 | 76.0         |
| 歳 出 合 計 | 248,470,000 | 188,886,205 | 59,583,795 | 76.0         |

## 2 事業概要

## 企画財務総室

## 総務課

主な業務内容は、庁議、企画経営会議、部長会議及び総室長会議の開催、中核市

に関すること、税制に関すること、部内の文書の総括指導及び庶務に関する事務などである。

#### 企画財政課

主な業務内容は、財政の運営・執行・調整、予算編成、財政計画、資金計画、資金運用、起債に関する業務、「第六次甲府市総合計画」の推進、南部及び北部中山間地域の振興に関すること、「過疎地域持続的発展計画」に関することなどである。

財政運営については、当初予算を上回る市税の増収が期待できるものの、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況が不透明であり、また、人件費や公債費及び扶助費等の義務的経費が増加していることから、財政を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあるが、現在の市民サービスを維持しつつ、安定した持続可能な財政運営を行うため、スクラップアンドビルドの徹底を行うとともに、市税の適正な課税客体の把握や収納率の向上に取り組み、自主財源の確保を図る中で、限りある財源の効果的・効率的な財政運営の堅持に努めている。

#### 連携推進室

##### 公民連携課

主な業務内容は、「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」の推進、人口減少対策、ひと・地域・まちの元気アップ促進事業、公民連携の推進、政策形成の推進などである。

令和元年6月に策定した「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」の推進については、各取組の進捗状況の確認や課題を明らかにする中で、課題の解決や各スタイルの更なる強化を図る新たな取組の検討を行い、計画の着実な推進に努めている。

人口減少対策については、総合戦略の基本目標や各施策に設定したKPIの達成状況を把握するとともに、各種データを用いた分析による課題の深掘りを行い、計画の着実な推進を図っている。

ひと・地域・まちの元気アップ促進事業については、公民連携による健康づくり事業の実施に向けた準備を進めており、市民の健康づくりの推進と市内ヘルスケア産業の活性化を図っている。

政策形成の推進については、公民協働による持続可能なまちづくりの推進に向け、現在の暮らしに対する実感やニーズを問う市民1万人を対象とした大規模なアンケート調査を実施した。

##### 自治体連携課

主な業務内容は、連携中枢都市圏の形成に向けた取組、中核市市長会における取組、静岡市との包括的な連携交流に関する事業などである。

連携中枢都市圏の形成に向けた取組については、圏域形成に向けたスケジュールや連携して取り組む施策の方向性を、実務者会議を通じて近隣自治体に提示するとともに、連携に向けた協議を前進させるため、観光、農業、福祉等の分野ごとに各自治体の担当者等で構成する分野別分科会を立ち上げ、具体的な事業について協

議・検討している。

中核市市長会における取組については、中核市市長会総会をはじめとした会議へ出席し、中核市相互の連携を図る中で、喫緊の課題への取組などについて情報共有を行った。

## 課税管理室

### 市民税課

主な業務内容は、個人市民税、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税の公平で適正な課税業務の執行及び市税に係る諸証明の交付に関する業務などである。

個人市民税については、地方税ポータルシステム（エルタックス）による電子申告サービスや所得税確定申告データの電子的送付（国税連携）の運用を行い、事務の効率化を推進するとともに、市民に対する周知を行った。また、未申告者への申告指導と扶養状況の調査を実施する中で、公平で適正な課税業務の執行に努めている。

法人市民税については、法人の確定申告、予定申告等の申告書及び県税の更正等の通知書に基づき課税を行っている。また、総合県税事務所から送付される資料との突合、企業情報誌からの情報収集等を行う中で、未申告法人の調査及び申告指導をするなど、課税客体の把握に努めている。

軽自動車税については、軽自動車税申告書及び軽自動車転出車両情報の正確な処理により適正課税に努め、また、県から送られてくる軽自動車税（環境性能割）の調定業務を行っている。

### 資産税課

主な業務内容は、固定資産の評価、固定資産税及び都市計画税の賦課並びに市税に係る諸証明の交付に関する業務などである。

課税客体を適正に把握するため、土地・新築家屋等の実態調査や航空写真等の利活用により滅失家屋等の現状把握に努めるとともに、令和4年度に向けての価格修正の作業などを行っている。

償却資産については、新規事業所と未申告事業所の調査及び税務署における資産内容調査を実施するとともに、申告内容のチェックによる適正申告の指導を行う中で、課税客体の捕捉と適正課税に努めている。

## 収納管理室

### 収納課

主な業務内容は、口座振替納付と納期内納付の推進、市税等の窓口収納、過誤納金の還付・充当処理、口座振替等の収納整理業務及び督促状の発送に関する業務などである。

口座振替制度については、ホームページ等の活用や納付書への案内パンフレットの封入などにより周知を図っている。また、多様化する納税者ニーズへの対応として導入したアプリ納付、クレジット納付についても周知を図り、利用促進に努めて

いる。さらに、窓口等において納税者のニーズに合った納税方法の説明を行うことで、納期内納付の推進に努めている。

#### 滞納整理課

主な業務内容は、市税等の未収金の徴収、納付指導及び差押え等の滞納処分に関する業務などである。

滞納者に対しては、滞納金額の多少にかかわらず、実態調査や財産調査等を綿密に行い、滞納者の状況を正確に把握する中で、債権や不動産について差押を実施するとともに、高額滞納案件については、高額滞納整理班を編成し、専任で納税交渉に取り組んでいる。また、収納率の向上と自主財源の安定確保を図るため、税収確保対策会議を開催して、税務担当職員による一斉電話催告等の計画を策定した。

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

#### 調査結果

新規委託業務件数 企画財務部長所管 3件  
・適正に処理されていた。

新規委託業務件数 税務統括監掌理 7件  
・適正に処理されていた。

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

#### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

#### (2) 要望事項

- ・ 「こうふ未来創り重点戦略プロジェクトNEXT」の51の取組項目について、取組の充実と新たな施策展開を図り、NEXTの最終年度に成果を見出せるよう、更なる推進に取り組むこと。

(公民連携課)

- ・ 新型コロナウイルスの感染症対策はもとより、ポストコロナを見据えた施策を確実に実施できるよう、市税収入の状況把握と新たな財源確保に努めるとともに、事業のスクラップアンドビルドを行い、限りある財源を効果的に活用すること。

(企画財政課)

- ・ 税制改正が行われた場合は、今後も、適切な対応と納税者への周知を行うとともに、正確な課税状況の把握に努め、公正・公平な課税を行うこと。また、

引き続き、納期内納付の推進と滞納整理の強化に努め、安定した税収確保を図ること。

(税務統括監掌理各課)

# 福祉保健部

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況

(単位:円・%)

| 区分       | 予算現額 (A)       | 調定額 (B)       | 収入済額 (C)      | 収入未済額 (B-C) | 収入率 (C/B) |
|----------|----------------|---------------|---------------|-------------|-----------|
| 分担金及び負担金 | 54,204,000     | 28,691,056    | 17,725,160    | 10,965,896  | 61.8      |
| 使用料及び手数料 | 50,372,000     | 24,389,185    | 24,015,435    | 373,750     | 98.5      |
| 国庫支出金    | 9,220,379,000  | 3,957,127,964 | 3,957,127,964 | 0           | 100.0     |
| 県支出金     | 2,938,531,000  | 24,337,000    | 23,087,000    | 1,250,000   | 94.9      |
| 財産収入     | 171,697,000    | 261,863,722   | 32,186,022    | 229,677,700 | 12.3      |
| 諸収入      | 14,052,000     | 3,719,345     | 3,644,241     | 75,104      | 98.0      |
| 歳入合計     | 12,449,235,000 | 4,300,128,272 | 4,057,785,822 | 242,342,450 | 94.4      |

歳出状況

(単位:円・%)

| 区分   | 予算現額 (A)       | 支出負担行為額 (B)   | 予算残額 (A-B)     | 執行率 (B/A) |
|------|----------------|---------------|----------------|-----------|
| 民生費  | 20,473,169,000 | 8,262,761,484 | 12,210,407,516 | 40.4      |
| 衛生費  | 3,339,895,000  | 1,090,706,278 | 2,249,188,722  | 32.7      |
| 歳出合計 | 23,813,064,000 | 9,353,467,762 | 14,459,596,238 | 39.3      |

## 2 事業概要

### 福祉保健総室

#### 総務課

主な業務内容は、部内の庶務、民生委員・児童委員及び主任児童委員の業務、社会福祉審議会の運営、高齢者の生きがい対策事業、成年後見制度普及促進事業、老人保護措置、敬老対策事業、在宅高齢者対策事業、福祉センター事業に関する業務などである。また、介護保険事業特別会計の地域支援事業の一部を所掌している。

民生委員・児童委員及び主任児童委員に関する業務については、地区協議会との連絡調整や民生委員・児童委員の候補者推薦業務などを行っている。

生きがい対策事業については、高齢者が知識と経験を活かし、地域社会活動等に自主的に参加することを促進するため、市シニアクラブ連合会等への助成を行っている。

成年後見制度普及促進事業については、成年後見制度の普及促進を図るため、支援

体制の整備や市民後見人の養成を行っている。

地域支援事業については、配食サービス事業、在宅高齢者等緊急通報システム設置事業、いきいきサロン助成事業などを行っている。

## 生活福祉課

主な業務内容は、生活保護事業、生活困窮者自立支援事業、生活保護適正実施推進事業、生活保護受給者就労支援事業、中国残留邦人等生活支援事業、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に関する業務などである。

生活保護受給者に対し、生活扶助等の必要な保護を行う生活保護事業のほか、日常生活・社会生活及び就労自立支援プログラムの実施など、自立に向けた支援を行う生活保護受給者就労支援事業を実施している。

生活困窮者自立支援事業については、生活困窮者が生活保護に至る前の早期の段階での自立に向けた支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業については、生活困窮世帯が新たな就労などに結びついていない場合、就労による自立を図るため、支援金を支給している。

## 障がい福祉課

主な業務内容は、障害者手帳に関する業務、自立支援医療、重度心身障害者医療費助成に関する業務、心身障害児童福祉手当等の各種手当に関する業務、障害福祉サービスに関する業務、障害児通所支援に関する業務、地域生活支援事業に関する業務、障害者センターの管理運営等に関する業務、避難行動要支援者名簿に関する業務、ヘルプカード、ヘルプマーク配布事業に関する業務などである。

地域生活支援事業については、理解促進研修・啓発事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、法人後見支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、地域活動支援センター事業、手話通訳者及び要約筆記者養成研修事業、盲ろう者通訳、介助者派遣事業、遠隔手話サービス等を利用した聴覚障害者の意思疎通支援体制の強化事業等を行っている。

障害者センターの管理運営に関する業務については、指定管理者制度を導入し、生活介護「かりん」、自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援 B 型「ぼぷら」、障害者基幹相談支援センター「りんく」、相談支援「あんず」などの事業を行っている。

## 健康支援室

### 健康政策課

主な業務内容は、健康都市こうふ基本構想に関する事業、健康づくりに関する事業、保健施設の管理に関する事業、包括的支援事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制の整備、認知症サポーター等養成事業、訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業、介護予防ケアマネジメント事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業などを行っている。

## 地域保健課

主な業務内容は、健康づくりに関する事業、成人保健に関する事業、地域支援事業などである。

健康づくり推進事業については、健康寿命の延伸を目指し各種健康づくり事業を推進している。

成人保健に関する事業については、基本健康診査やがんの早期発見を目的とした各種がん検診の受診率向上に取り組むほか、健康教室や健康相談、訪問指導を行い、健康意識の普及啓発に努めている。

地域支援事業については、介護予防把握事業、介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業などを実施している。

## 保険経営室

### 指導監査課

主な業務内容は、社会福祉法人の設立認可等に関する業務、社会福祉法人等の指導・監査に関する業務などである。

社会福祉法人等の指導・監査に関する業務については、社会福祉法人及び社会福祉事業等サービス事業者に対し、適正な事業運営及び提供するサービスの質の確保等を図るため社会福祉関係法令等に基づき指導・監査を行っている。

## 介護保険課

主な業務内容は、特別会計の介護保険事業であり、介護保険事業の適正な運営を行うため、被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、保険給付、要介護認定等の事務事業、介護保険事業計画の策定・進行管理、制度の周知に関する業務などを行っている。

また、地域支援事業の介護給付費等適正化事業については、国保連合会から提供される給付実績データを分析し、サービス提供事業者等に対してサービスの提供が適正に行われるよう指導等を行っている。

一般会計の介護保険対策事業については、訪問介護利用者負担軽減等措置事業、社会福祉法人等利用者負担軽減制度事業等の低所得者対策の実施や介護サービス施設に対する基盤整備の促進を図っている。

## 健康保険課

主な業務内容は、国民健康保険に関する業務及び後期高齢者医療に関する業務である。

国民健康保険については、国民健康保険料の賦課徴収と保険給付に関する業務、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業に関する業務などである。

事業運営については、被保険者の減少及び低所得者の増加による歳入の減少、また、高齢者の増加及び医療の高度化や生活習慣病による医療費の増加等の構造的な要因により、依然として厳しい状況にある。このような状況から、医療費適正化対策として、ジェネリック医薬品の利用促進など、医療費削減の意識啓発に努めている。

保健事業については、「第2期甲府市国民健康保険データヘルス計画」に基づき、各種事業を実施している。糖尿病性腎症重症化予防においては、効果的な保健指導を

行うため、レセプトデータの分析や関係機関の協力を得る中で事業を推進している。

保険料の収納対策としては、口座振替世帯の増加を図るため、ペイジー（口座振替端末）を活用した窓口での口座振替の勧奨に努めるとともに、社会保険加入者に対する国保の資格調査及び収入未申告者に対する申告勧奨を実施している。また、適正な滞納処分を一層推進するとともに、初期滞納世帯への電話催告や丁寧な相談業務を行うことにより滞納の早期解消に努めるなど、収納率の向上に努めている。

後期高齢者医療については、保険証の引渡し、保険料の徴収、各種申請の受付を、山梨県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら行っている。

## 保健衛生室

### 精神保健課

主な業務内容は、精神保健福祉に関する業務、自殺対策推進計画の推進に関する業務、ひきこもり相談支援事業に関する業務である。

自殺対策推進計画の推進に関する業務については、本市の自殺対策について市民に対して広く普及啓発を図るとともに、関係機関や関係団体との連携により、生きることの包括的な支援を推進している。

ひきこもり相談支援事業に関する業務については、ひきこもりの状態にある当事者や家族等からの相談に応じるとともに、当事者が相談できる居場所の提供やサポーターの養成、家族のつどい等を開催している。また、庁内の関係機関や支援団体等と連携し、当事者に寄り添った支援を実施している。

### 母子健康課

業務内容は、母子保健事業のうち、保健所等に関する業務である。

主な業務については、女性の健康に関する相談指導を行うとともに、母子保健推進会議や母子保健研修会を実施している。

### 医務感染症課

主な業務内容は、医療安全対策推進事業、救急医療体制整備事業、地域医療センター管理事業、予防接種事業、感染症対策事業などである。

医療安全対策推進事業については、病院・診療所等への立入検査の実施や医療安全相談コーナーの設置など、市民が安心して医療を受けられる環境の構築と医療の安全の確保を図っている。

救急医療体制整備事業については、休日や夜間の救急医療体制を確保するため、救急医療センター、歯科救急センター及び救急調剤薬局への運営費助成などを行っている。

予防接種事業については、予防接種法に基づき、各種予防接種を実施している。また、新型コロナウイルスワクチン接種については、予防接種法の臨時接種に関する特例として、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村が主体となって予防接種を実施している。

感染症対策事業については、新型コロナウイルス感染症への対応として、保健所内

に受診・相談センターを設置し、かかりつけ医のない方や夜間・休日で相談先に迷う場合などの相談に対応している。また、患者発生時には原因究明とまん延防止を目的として疫学調査を実施するとともに、必要に応じて患者を感染症医療機関等へ移送している。加えて、甲府市医師会と連携・協力して、新型コロナウイルス感染が疑われる方が、かかりつけ医等で行政検査が受けられる体制を推進するとともに、感染症患者の入院医療費及び医療機関で保険適用により実施された行政検査の自己負担額相当額の公費負担や感染拡大防止の予防啓発に努めている。

#### 生活衛生業務課

主な業務内容は、食品衛生に関する業務、生活衛生に関する業務、薬務に関する業務、狂犬病予防に関する業務、動物愛護に関する業務、斎場に関する業務などである。

食品衛生、生活衛生、薬務に関する業務については、関係法令に基づいた許可等のほか、監視指導などを実施している。

狂犬病予防に関する業務については、飼い犬の登録を推進するとともに、予防注射接種率の向上を図っている。

動物愛護に関する業務については、飼えなくなった犬猫の引き取りや、動物の適正飼養の普及・啓発などを行い、人と動物の共生する社会の実現を目指している。

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

#### 調査結果

新規委託業務件数 193 件

- ・業務委託契約書類の記載内容及び添付書類に不備等が散見された。

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

#### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

#### (2) 要望事項

- ・ 市民の健やかで安心した生活を支える福祉保健サービスの提供に際しては、今後も引き続き、法令などに準拠した適正な対応や、市民の立場に立った丁寧な説明を行うなど、様々なニーズに対して公平公正な制度の運用に努めること。

(全課)

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応については、全国的な感染状況を常に把握しながら、市民の感染予防のための行動変容の啓発や最新情報の提供などを継続し

て行うとともに、感染拡大に備えた人員体制を事前に立案し、感染症の拡大が発生した場合は、迅速で的確な対応に努めること。

(総務課・医務感染症課)

# 国民健康保険事業特別会計

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況 (事業勘定)

歳入状況

(単位:円・%)

| 区 分      | 予算現額 (A)       | 調定額 (B)        | 収入済額 (C)      | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|----------------|----------------|---------------|----------------|--------------|
| 国民健康保険料  | 3,790,783,000  | 5,090,236,873  | 1,355,436,955 | 3,734,799,918  | 26.6         |
| 一部負担金    | 4,000          | 0              | 0             | 0              | —            |
| 使用料及び手数料 | 2,575,000      | 799,680        | 799,380       | 300            | 100.0        |
| 国庫支出金    | 1,000          | 0              | 0             | 0              | —            |
| 県支出金     | 12,643,731,000 | 5,384,064,086  | 5,384,064,086 | 0              | 100.0        |
| 財産収入     | 349,000        | 35,301         | 35,301        | 0              | 100.0        |
| 繰入金      | 1,697,659,000  | 0              | 0             | 0              | —            |
| 繰越金      | 1,000          | 0              | 0             | 0              | —            |
| 諸収入      | 42,117,000     | 23,584,316     | 14,303,053    | 9,281,263      | 60.6         |
| 歳入合計     | 18,177,220,000 | 10,498,720,256 | 6,754,638,775 | 3,744,081,481  | 64.3         |

歳出状況

(単位:円・%)

| 区 分              | 予算現額 (A)       | 支出負担行為額 (B)    | 予算残額 (A-B)    | 執行率<br>(B/A) |
|------------------|----------------|----------------|---------------|--------------|
| 総務費              | 323,772,000    | 151,193,959    | 172,578,041   | 46.7         |
| 保険給付費            | 12,458,321,000 | 5,442,735,475  | 7,015,585,525 | 43.7         |
| 国民健康保険<br>事業費納付金 | 5,090,963,000  | 5,090,959,216  | 3,784         | 100.0        |
| 共同事業拠出金          | 5,000          | 0              | 5,000         | 0.0          |
| 保健事業費            | 208,788,000    | 58,764,903     | 150,023,097   | 28.1         |
| 諸支出金             | 43,102,000     | 28,926,840     | 14,175,160    | 67.1         |
| 公債費              | 52,269,000     | 0              | 52,269,000    | 0.0          |
| 歳出合計             | 18,177,220,000 | 10,772,580,393 | 7,404,639,607 | 59.3         |

## 2 予算執行状況（直営診療施設勘定）

歳入状況

（単位：円・％）

| 区 分      | 予算現額 (A)  | 調定額 (B) | 収入済額 (C) | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|-----------|---------|----------|----------------|--------------|
| 診療収入     | 2,558,000 | 921,908 | 921,908  | 0              | 100.0        |
| 使用料及び手数料 | 3,000     | 4,400   | 4,400    | 0              | 100.0        |
| 繰入金      | 5,549,000 | 0       | 0        | 0              | —            |
| 繰越金      | 1,000     | 0       | 0        | 0              | —            |
| 諸収入      | 2,000     | 0       | 0        | 0              | —            |
| 歳入合計     | 8,113,000 | 926,308 | 926,308  | 0              | 100.0        |

歳出状況

（単位：円・％）

| 区 分  | 予算現額 (A)  | 支出負担行為額 (B) | 予算残額 (A-B) | 執行率<br>(B/A) |
|------|-----------|-------------|------------|--------------|
| 総務費  | 6,657,000 | 2,715,619   | 3,941,381  | 40.8         |
| 医療費  | 1,456,000 | 307,846     | 1,148,154  | 21.1         |
| 歳出合計 | 8,113,000 | 3,023,465   | 5,089,535  | 37.3         |

## 3 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 介護保険事業特別会計

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況

(単位：円・%)

| 区分       | 予算現額 (A)       | 調定額 (B)        | 収入済額 (C)      | 収入未済額 (B-C)   | 収入率 (C/B) |
|----------|----------------|----------------|---------------|---------------|-----------|
| 保険料      | 3,956,505,000  | 4,088,085,974  | 1,990,525,496 | 2,097,560,478 | 48.7      |
| 使用料及び手数料 | 641,000        | 173,240        | 173,240       | 0             | 100.0     |
| 国庫支出金    | 5,678,604,000  | 2,799,705,360  | 2,799,705,360 | 0             | 100.0     |
| 支払基金交付金  | 5,611,628,000  | 2,598,228,000  | 2,598,228,000 | 0             | 100.0     |
| 県支出金     | 2,915,581,000  | 1,383,534,000  | 1,383,534,000 | 0             | 100.0     |
| 財産収入     | 494,000        | 114,184        | 114,184       | 0             | 100.0     |
| 繰入金      | 3,484,207,000  | 0              | 0             | 0             | —         |
| 繰越金      | 476,554,000    | 476,553,097    | 476,553,097   | 0             | 100.0     |
| 諸収入      | 13,396,000     | 9,015,771      | 7,399,106     | 1,616,665     | 82.1      |
| 歳入合計     | 22,137,610,000 | 11,355,409,626 | 9,256,232,483 | 2,099,177,143 | 81.5      |

歳出状況

(単位：円・%)

| 区分      | 予算現額 (A)       | 支出負担行為額 (B)   | 予算残額 (A-B)     | 執行率 (B/A) |
|---------|----------------|---------------|----------------|-----------|
| 総務費     | 415,185,000    | 162,712,824   | 252,472,176    | 39.2      |
| 保険給付費   | 20,232,127,000 | 8,310,357,758 | 11,921,769,242 | 41.1      |
| 地域支援事業費 | 978,243,000    | 604,131,037   | 374,111,963    | 61.8      |
| 基金積立金   | 145,501,000    | 129,593,419   | 15,907,581     | 89.1      |
| 諸支出金    | 366,554,000    | 8,163,360     | 358,390,640    | 2.2       |
| 歳出合計    | 22,137,610,000 | 9,214,958,398 | 12,922,651,602 | 41.6      |

## 2 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

## 後期高齢者医療事業特別会計

(令和3年9月30日現在)

### 1 予算執行状況

歳入状況

(単位:円・%)

| 区 分              | 予算現額 (A)      | 調定額 (B)       | 収入済額 (C)    | 収入未済額 (B-C)   | 収入率 (C/B) |
|------------------|---------------|---------------|-------------|---------------|-----------|
| 後期高齢者医療<br>保 険 料 | 1,909,091,000 | 1,934,837,068 | 836,791,900 | 1,098,045,168 | 43.2      |
| 使用料及び手数料         | 301,000       | 56,700        | 56,700      | 0             | 100.0     |
| 繰 入 金            | 555,664,000   | 0             | 0           | 0             | —         |
| 繰 越 金            | 1,000         | 2,517,409     | 2,517,409   | 0             | 100.0     |
| 諸 収 入            | 7,853,000     | 42,322        | 42,322      | 0             | 100.0     |
| 歳 入 合 計          | 2,472,910,000 | 1,937,453,499 | 839,408,331 | 1,098,045,168 | 43.3      |

歳出状況

(単位:円・%)

| 区 分                | 予算現額 (A)      | 支出負担行為額 (B) | 予算残額 (A-B)    | 執行率 (B/A) |
|--------------------|---------------|-------------|---------------|-----------|
| 総 務 費              | 46,626,000    | 28,065,887  | 18,560,113    | 60.2      |
| 後期高齢者医療<br>広域連合納付金 | 2,418,566,000 | 950,900,000 | 1,467,666,000 | 39.3      |
| 諸 支 出 金            | 7,718,000     | 4,100,040   | 3,617,960     | 53.1      |
| 歳 出 合 計            | 2,472,910,000 | 983,065,927 | 1,489,844,073 | 39.8      |

### 2 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 環 境 部

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況 (単位：円・%)

| 区 分      | 予算現額(A)     | 調定額(B)     | 収入済額(C)    | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|-------------|------------|------------|----------------|--------------|
| 使用料及び手数料 | 6,927,000   | 2,718,824  | 2,358,984  | 359,840        | 86.8         |
| 国庫支出金    | 3,030,000   | 0          | 0          | 0              | —            |
| 県支出金     | 3,664,000   | 0          | 0          | 0              | —            |
| 財産収入     | 568,000     | 493,802    | 493,802    | 0              | 100.0        |
| 諸収入      | 200,103,000 | 75,438,610 | 66,825,610 | 8,613,000      | 88.6         |
| 歳入合計     | 214,292,000 | 78,651,236 | 69,678,396 | 8,972,840      | 88.6         |

歳出状況 (単位：円・%)

| 区 分  | 予算現額(A)       | 支出負担行為額(B)    | 予算残額(A-B)   | 執行率<br>(B/A) |
|------|---------------|---------------|-------------|--------------|
| 衛生費  | 2,135,789,000 | 1,815,677,486 | 320,111,514 | 85.0         |
| 歳出合計 | 2,135,789,000 | 1,815,677,486 | 320,111,514 | 85.0         |

## 2 事業概要

### 環境総室

#### 総務課

主な業務内容は、部内の庶務、所管施設や特殊車両を含む庁用車の維持管理、一般廃棄物処理計画の計画策定、災害廃棄物処理計画の更新、環境政策の推進である。

#### 環境保全課

主な業務内容は、「第二次甲府市環境基本計画」の推進、水質・騒音等の測定検査や公害苦情処理等の環境対策事業、生活排水対策事業、地球温暖化対策事業などに関する業務のほか、特別会計の浄化槽事業に関する業務である。

地球温暖化対策事業については、地域や家庭、学校等における環境教育の推進、地球温暖化についての市民意識の高揚、クリーンエネルギーの普及・促進を図る中、令和3年2月に表明した2050年の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指し、地球温暖化対策の取組を推進している。

## 廃棄物対策室

### 減量課

主な業務内容は、有価物・資源物及びミックスペーパー、プラスチック製容器包装の分別回収に関する業務、家庭系ごみの減量化・資源化の推進と適正排出の指導及びリサイクルプラザの管理運営などに関する業務である。

ごみ減量化の啓発については、「ごみへらし隊」を派遣し、子どもから大人まで幅広い年齢層を対象に、ごみの分別やリサイクルなどに関する環境教育講座を開催し、3Rの啓発活動を積極的に行っている。また、ごみの分別方法や収集日等を手軽に検索できる「スマートフォン用ごみ分別アプリ」を配信するとともに、令和3年度からの新たな取組として、生ごみ処理器「キエーロ」の普及促進を図ることにより、家庭ごみの減量に向けた取組を推進している。

事業系一般廃棄物の適正処理については、事業所調査指導マニュアルに基づき、中小規模事業者への訪問調査を実施し、不適切排出事業者に対する指導を実施している。

### 収集衛生課

主な業務内容は、家庭系ごみの収集業務、事業系ごみの収集運搬許可業務、一般廃棄物適正排出・処理の指導業務、環境衛生事業、環境美化事業などに関する業務である。

ごみ収集業務については、家庭ごみ収集運搬委託業者に対する指導・監督のほか、高齢者や障がい者世帯で自らがごみを集積所まで持ち出すことが困難な世帯を対象として、ごみの収集を行う「ふれあい収集」事業や、路上等で死亡した犬・猫等の収集を行っている。また、ごみの集積所を管理する自治会等に対し、集積所施設設置費用や防御ネット購入費用の補助を行うとともに、ゴミ出しマナーの悪い集積所については、自治会等と協力し改善を図っている。

環境衛生事業については、害虫駆除のための自治会に対する消毒機の貸出、スズメバチ等の相談、空き地に繁茂した雑草等の除去指導等を行っている。

環境美化事業については、地域住民による一級河川の河川清掃事業、不法投棄の監視や撲滅のための啓発活動、オリオン通り及び甲府駅周辺の路上喫煙禁止区域の市民等に対する周知活動やパトロールなどを行っている。

### 廃棄物対策課

主な業務内容は、市内3か所の最終処分場の維持管理、甲府・峡東クリーンセンターに係る運営管理費等負担金の執行管理、令和2年度に稼働終了した衛生センターの閉鎖に係る業務、産業廃棄物対策事業などである。

産業廃棄物対策事業については、廃棄物処理法等に基づく各種届出の受理、廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処理業の許認可事務、産業廃棄物を取り扱う処理業者及び排出事業者への廃棄物の不適正処理に対する指導・監督を行っている。また、処理期限が定められているPCB廃棄物の期限内処理については、市内における未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物を網羅的に把握するため、フォローア

ップ調査を行うとともに、変圧器やコンデンサーなど令和 3 年度が処理期限となっている高濃度 P C B 所有者に対しては、年度内処理に向けた指導などを行っている。

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

#### 調査結果

新規委託業務件数 58 件

- ・業務委託契約書類の記載内容及び添付書類に不備等が散見された。

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

#### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

#### (2) 要望事項

- ・ 地球温暖化による気候変動に伴い、我が国においても、気温の上昇や降水量の変化などにより、海面の上昇、災害、食料、健康などの様々な面で影響が生じることが懸念されている。

令和 4 年度は、甲府市地球温暖化対策実行計画の改定を予定していることから、引き続き、国や県の情報収集を行いながら、地球温暖化対策の推進に尚一層努めること。

(環境保全課)

- ・ 合併浄化槽の法定点検の受検率向上に向けて、他都市における受検状況や未受検者への対応状況などを調査し、有効な対策を検討すること。

(環境保全課)

# 浄化槽事業特別会計

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況

(単位：円・%)

| 区 分      | 予算現額(A)    | 調定額(B)    | 収入済額(C)   | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|------------|-----------|-----------|----------------|--------------|
| 使用料及び手数料 | 6,985,000  | 2,356,920 | 2,323,320 | 33,600         | 98.6         |
| 繰入金      | 22,741,000 | 0         | 0         | 0              | —            |
| 諸収入      | 1,000      | 0         | 0         | 0              | —            |
| 歳入合計     | 29,727,000 | 2,356,920 | 2,323,320 | 33,600         | 98.6         |

歳出状況

(単位：円・%)

| 区 分  | 予算現額(A)    | 支出負担行為額(B) | 予算残額(A-B)  | 執行率<br>(B/A) |
|------|------------|------------|------------|--------------|
| 総務費  | 25,659,000 | 4,134,239  | 21,524,761 | 16.1         |
| 公債費  | 4,068,000  | 2,033,495  | 2,034,505  | 50.0         |
| 歳出合計 | 29,727,000 | 6,167,734  | 23,559,266 | 20.7         |

## 2 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 産 業 部

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況 (単位：円・%)

| 区 分      | 予算現額(A)       | 調定額(B)      | 収入済額(C)     | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|---------------|-------------|-------------|----------------|--------------|
| 使用料及び手数料 | 655,000       | 700,271     | 630,071     | 70,200         | 90.0         |
| 国庫支出金    | 20,509,000    | 0           | 0           | 0              | —            |
| 県支出金     | 103,897,000   | 14,400,211  | 13,793,812  | 606,399        | 95.8         |
| 財産収入     | 6,179,000     | 3,923,546   | 2,868,713   | 1,054,833      | 73.1         |
| 寄附金      | 1,600,000,000 | 343,550,500 | 340,024,500 | 3,526,000      | 99.0         |
| 諸収入      | 402,289,000   | 3,972,575   | 3,615,677   | 356,898        | 91.0         |
| 歳入合計     | 2,133,529,000 | 366,547,103 | 360,932,773 | 5,614,330      | 98.5         |

歳出状況 (単位：円・%)

| 区 分    | 予算現額 (A)      | 支出負担行為額 (B)   | 予算残額 (A-B)    | 執行率<br>(B/A) |
|--------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 総務費    | 766,713,000   | 137,488,643   | 629,224,357   | 17.9         |
| 労働費    | 196,388,000   | 188,058,190   | 8,329,810     | 95.8         |
| 農林水産業費 | 666,380,000   | 440,726,422   | 225,653,578   | 66.1         |
| 商工費    | 1,035,732,000 | 526,587,067   | 509,144,933   | 50.8         |
| 歳出合計   | 2,665,213,000 | 1,292,860,322 | 1,372,352,678 | 48.5         |

## 2 事業概要

### 産業総室

#### 総務課

主な業務内容は、部内における文書の総括指導、委託業務契約及び庶務業務などである。

#### ふるさと納税課

主な業務内容は、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税、ネーミングライツに関する業務である。

ふるさと応援寄附金は、更なる自主財源の確保とコロナ禍にあって需要が落ち込んだ

地場産業の活性化にもつながることから、本市が誇る地場産品などの掘り起こしに取り組み、本市の魅力と合わせて発信をしてきた。また、人気果物の取扱数量の確保やジュエリー・ワインなどの充実、体験型の返礼品の創出を行い、ラインナップを大幅に増やした。更に、本市のポータルサイトを7社に増やすとともに、公式SNSや寄附者へのメールマガジンなどを活用し、リピーター獲得に向け様々な取組を行っている。

企業版ふるさと納税は、令和2年7月に地域再生計画（甲府まち・ひと・しごと創生推進計画）が内閣府より認定を受けたことにより、令和3年度には、本市ホームページへ企業版ふるさと納税のページを掲載するとともに、企業側にとって募集する事業を具体的に選定しやすいより詳細なパンフレットを作成し、寄附を募集する体制を整えた。

## 雇用創生課

主な業務内容は、雇用促進対策事業、労働福祉事業、勤労者福祉センター管理事業に関する業務である。

雇用促進対策事業については、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した、働く時間や場所を柔軟に選択できる働き方改革を推進するため、情報通信技術を活用し在宅勤務等の環境を整備する中小企業者等に対し、テレワーク導入助成金を交付した。

また、「ワークプラザ甲府」においては、生活困窮者やひとり親世帯などに行っている就職相談、職業紹介などの就労支援に加え、令和3年度からは一般求職者の相談も受け付けし、利用の拡大を図っている。

その他の事業については、労働相談室の開設や（一財）甲府市勤労者福祉サービスセンターの運営に対し支援などを行っている。

## 観光課

主な業務内容は、観光開発事業、まつり推進事業、観光施設整備事業、観光振興事業に関する業務である。

観光開発事業については、新型コロナウイルス感染症の拡大による観光客の大幅な減少により、影響を受けた宿泊事業者をはじめとする観光事業者に対する支援策として、宿泊割引クーポンを活用した「第3弾甲府に泊まろうキャンペーン」を実施した。また、着地型イベントの一つである「KOFU×戦国BASARA謎解きイベント」の開催に向けた準備を行うとともに、観光庁の「既存観光拠点再生・高付加価値化推進事業」補助金を活用した、交通事業者等と連携したオーブントップバスなどによるツアー造成やプロモーション事業の実施に向けた準備を行っている。

更に、（一社）甲府市観光協会と連携し、集客プロモーションパートナー都市協定を締結している静岡市をはじめ、三島市での観光キャンペーンに参加し、本市の観光PRに努めている。観光情報の発信については、フェイスブックやツイッター等へタイムリーな情報を掲載し、SNSを活用して情報収集する女性や若い世代に対して情報発信を行うとともに、「観光地域づくりに関する包括連携協定」を締結している株式会社JTBパブリッシングと連携し、「るるぶ特別編集甲府（日英版、日仏版）」を東京圏の書店へ設置・配布を行い、プロモーションの強化を図った。

## 商工振興室

### 商工課

主な業務内容は、商工業推進事業、融資対策事業、地場産業振興対策事業に関する業務である。

商工業推進事業については、各商店街が実施するイベント事業への助成や、「甲府市中小企業・小規模企業振興条例」に基づく各種事業に取り組む中で、中小企業等の振興の推進に努めている。

新型コロナウイルス感染症対策として、事業者に対する「甲府市『やまなしグリーン・ゾーン認証』推進応援金」や、「甲府市飲食宅配サービス導入応援金」、「甲府市まん延防止協力事業者応援金」、「甲府市まん延防止月次応援金」を交付した。

また、停滞した市内消費を喚起するとともに、市民の「新しい生活様式」の定着を推進するため、QRコード決済による「がんばろう甲府！最大 20%戻ってくるキャンペーン第3弾」を実施した。

地場産業振興対策事業については、各業界団体等が行う産地ブランドの確立や販路拡大に向けた事業等に対して助成を行うとともに、本市とタイ国とのジュエリー業界の関係性を強固なものとし、宝飾産業の商談会の機会創出や普及促進などを図るため、タイ国政府商務省国際貿易振興局（DITP）との覚書（MOU）をオンラインにて取り交わした。

### 中心市街地振興課

主な業務内容は、中心市街地商業等活性化事業に関する業務である。

商店街と大学生が連携する中で、アフターコロナを見据えた商店街のあり方の検討及び実践を通して、中心商店街の今後のモデルの一つとなることを目指した「桜町周辺活性化モデル事業」をはじめ、「オーナーパートナーシップ遊休商業資産活用事業」、「公共空間を活用した賑わい創出事業」などの新たな取組を中心に、中心市街地商業等の活性化の推進を図っている。

## 農林振興室

### 農政課

主な業務内容は、産地保全強化対策事業、農業施設等整備事業、農政普及事業、農業施設等管理事業などに関する業務のほか、特別会計の農業集落排水事業に関する業務である。

産地保全強化対策事業については、甲府ブランド認定制度における農林産物部門を設け、農産物の認定や販売支援及びPRに努めている。また、上九ふれあい農産物直売所及び風土記の丘農産物直売所のイベント等の支援を行っている。

農業施設等整備事業については、農業用施設（農道・用排水路・水門等）の新設・改修整備を計画的に実施し、都市近郊農業の近代化と営農環境の改善を図っている。

### 就農支援課

主な業務内容は、農業経営基盤強化促進対策事業、有害鳥獣対策事業、指導普及事業、農業センター管理事業に関する業務である。

農業経営基盤強化促進対策事業については、意欲的で経営感覚に優れた担い手を確保するため、新規農業参入者等の担い手の育成・確保を図るとともに、プロファーマーの認定制度を推進し、農産物の産地化を目指した地域農業の確立を総合的に支援している。

有害鳥獣対策事業については、鳥獣被害対策実施隊をはじめとする鳥獣対策の推進体制を整備するとともに、中山間地域を中心に多発する野生鳥獣による果樹・野菜・水稲等の農作物への被害を防ぐため、捕獲・駆除を行う活動に対し奨励補助金を交付している。また、被害を未然に防ぐために、電気柵等の防除施設の設置に対し補助金を交付している。

農業センター管理事業については、農業振興の拠点施設としての農業センターの管理運営のほか、農業経営の合理化及び農作業の効率化を図るため、農機具の貸出しを行うとともに、農機具の安全な操作・使用ができるよう取扱いの指導を行っている。

## 林政課

主な業務内容は、森づくり推進事業、林道維持管理事業、南北地域振興事業、森林保護事業、小規模治山事業、森林・林業普及啓発事業、マウントピア黒平管理事業に関する業務である。

森づくり推進事業については、市有林及び民有林の森林整備の推進に努めている。

南北地域振興事業については、交流人口の増加や地域の振興を目的に「創作の森おびな」の管理運営を行っている。

森林保護事業については、市内の重要な松林を松くい虫の被害から守るため、伐倒薬剤処理及び伐倒くん蒸処理の方法で駆除を実施した。

森林・林業普及啓発事業については、森林・林業が果たす役割を広く普及啓発するため、市内 3 校及び保育園 2 園の学校林活動に協力するとともに、公民館等を利用し出前講座を実施した。また、「寺川グリーン公園」を適正に管理することにより、利用者にいやしの場を提供し地域の振興に寄与している。更に、恵まれた山岳資源の魅力を発信するため、甲府名山事業として、登山事業の実施や「甲府名山手帳」の配布を行っている。

## 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

### 調査結果

新規委託業務件数 72 件

- ・委託業務に関する事務手続きに、不備等が散見された。

## 4 指摘事項、指導事項、要望事項

### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

## (2) 要望事項

- ・ 急速に進行する人口減少や少子高齢化、地域経済の縮小など様々な地域社会の課題に加え、今般の新型コロナウイルス感染症拡大により、大きく進んだテレワークの普及や生活様式の多様化など、人々の意識や価値観に大きな変化が生じている。

こうしたことから、新型コロナウイルスの感染状況のほか、国や県の動向を注視しながら、雇用の創生をはじめ観光や商工業などの産業振興策の推進に、尚一層努めること。(全課)

- ・ ネーミングライツの導入については、パートナーとして多くの企業の参加を得られるよう制度の詳細を整え、新たな自主財源の確保に努めること。

(ふるさと納税課)

- ・ 中心市街地の活性化については、桜町周辺活性化モデル事業、オーナーパートナーシップ遊休商業資産活用事業、公共空間を活用した賑わい創出事業などの取組により、中心市街地の賑わいの創出や回遊性・滞留性の向上に努めること。

(中心市街地振興課)

# 農業集落排水事業特別会計

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況

(単位：円・%)

| 区分       | 予算現額(A)    | 調定額(B)    | 収入済額(C)   | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|----------|------------|-----------|-----------|----------------|--------------|
| 使用料及び手数料 | 5,592,000  | 2,524,195 | 2,486,365 | 37,830         | 98.5         |
| 財産収入     | 1,000      | 251       | 251       | 0              | 100.0        |
| 繰入金      | 24,353,000 | 0         | 0         | 0              | —            |
| 諸収入      | 1,000      | 0         | 0         | 0              | —            |
| 市債       | 400,000    | 0         | 0         | 0              | —            |
| 歳入合計     | 30,347,000 | 2,524,446 | 2,486,616 | 37,830         | 98.5         |

歳出状況

(単位：円・%)

| 区分        | 予算現額(A)    | 支出負担行為額(B) | 予算残額(A-B)  | 執行率<br>(B/A) |
|-----------|------------|------------|------------|--------------|
| 農業集落排水事業費 | 9,428,000  | 5,313,862  | 4,114,138  | 56.4         |
| 公債費       | 20,918,000 | 10,458,608 | 10,459,392 | 50.0         |
| 諸支出金      | 1,000      | 251        | 749        | 25.1         |
| 歳出合計      | 30,347,000 | 15,772,721 | 14,574,279 | 52.0         |

## 2 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 議 会 局

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況 (単位：円・%)

| 区 分     | 予算現額(A) | 調定額(B) | 収入済額(C) | 収入未済額<br>(B-C) | 収入率<br>(C/B) |
|---------|---------|--------|---------|----------------|--------------|
| 諸 収 入   | 787,000 | 0      | 0       | 0              | —            |
| 歳 入 合 計 | 787,000 | 0      | 0       | 0              | —            |

歳出状況 (単位：円・%)

| 区 分     | 予算現額(A)     | 支出負担行為額(B)  | 予算残額(A-B)   | 執行率<br>(B/A) |
|---------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 議 会 費   | 440,197,000 | 236,610,774 | 203,586,226 | 53.8         |
| 歳 出 合 計 | 440,197,000 | 236,610,774 | 203,586,226 | 53.8         |

## 2 事業概要

### 議会総室

#### 総務課

主な業務内容は、議会局の人事・給与関係、議長の秘書・交際及びほう賞、議員共済年金、議長会、議場及び議会関係各室の管理、会議の傍聴などに関する業務である。

#### 政策調査課

主な業務内容は、議会基本条例に関すること、議会の広報・広聴に関すること、市議会だよりの編集、議会活動に必要な調査などに関する業務である。

#### 議事課

主な業務内容は、本会議や委員会など議会関係会議の議事及び記録、請願書及び陳情書の取扱いなどに関する業務である。

9月30日現在における、議会関係会議の開催状況は、次のとおりである。

#### ○本会議

|  | 会 期 | 会期日数 | 会議日数 |
|--|-----|------|------|
|--|-----|------|------|

|       |             |     |    |
|-------|-------------|-----|----|
| 6月定例会 | 6月10日～6月23日 | 14日 | 5日 |
| 9月定例会 | 9月2日～9月29日  | 28日 | 6日 |

○各常任委員会

|       |    |      |      |      |
|-------|----|------|------|------|
|       | 総務 | 民生文教 | 経済建設 | 環境水道 |
| 委員会日数 | 4日 | 5日   | 7日   | 3日   |

- 議会運営委員会 12日
- 決算審査特別委員会 7日
- 会派代表者会議 8日
- 広報委員会 5日
- 広聴広報委員会 5日
- 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会 4日
- 議会基本条例特別委員会 6日
- 各調査研究会
  - まちづくり調査研究会 2日
  - リニア・公共交通調査研究会 3日
  - 議会制度調査研究会 2日

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

#### 調査結果

新規委託業務件数 8件

- ・ 業務委託契約書類の添付書類に不備が見受けられた。
- ・ 業務委託契約の事務手続きに不備が見受けられた。

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 選挙管理委員会事務局

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況 (単位:円・%)

| 区分   | 予算現額(A)    | 調定額(B) | 収入済額(C) | 収入未済額(B-C) | 収入率(C/B) |
|------|------------|--------|---------|------------|----------|
| 県支出金 | 60,628,000 | 0      | 0       | 0          | —        |
| 歳入合計 | 60,628,000 | 0      | 0       | 0          | —        |

歳出状況 (単位:円・%)

| 区分   | 予算現額(A)    | 支出負担行為額(B) | 予算残額(A-B)  | 執行率(B/A) |
|------|------------|------------|------------|----------|
| 総務費  | 66,556,000 | 7,816,047  | 58,739,953 | 11.7     |
| 歳出合計 | 66,556,000 | 7,816,047  | 58,739,953 | 11.7     |

## 2 事業概要

主な事業内容は、甲府市明るい選挙推進協議会定例会及び女性部会の開催、各地区推進委員を中心とした明るい選挙推進に関する話し合いの実施、明るい選挙啓発ポスター作品・書道作品の募集などに関する業務である。

選挙啓発については、市民の政治意識の向上と明るい選挙の実現を推進するため、甲府市明るい選挙推進協議会と連携する中で、事業計画の推進に努めている。また、若年層をはじめとした有権者の政治参加を促すための方策を検討する中で、啓発活動を実施している。

## 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

### 調査結果

新規委託業務件数 0件

## 4 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 監査委員事務局

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳出状況

(単位：円・%)

| 区分   | 予算現額 (A)  | 支出負担行為額 (B) | 予算残額 (A-B) | 執行率 (B/A) |
|------|-----------|-------------|------------|-----------|
| 総務費  | 4,911,000 | 1,898,476   | 3,012,524  | 38.7      |
| 歳出合計 | 4,911,000 | 1,898,476   | 3,012,524  | 38.7      |

## 2 事業概要

主な業務内容は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律などの規定に基づいて執行する監査などで、内容は次のとおりである。

### (1) 審査

#### ア 決算審査

令和2年度甲府市一般会計及び特別会計並びに令和2年度各公営企業会計（地方卸売市場事業会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、簡易水道等事業会計）の決算審査を6月1日から8月2日までの間で実施した。

なお、本審査に先立ち、預貯金通帳、現金、郵券等の現物調査や証憑類の照合などの事前調査を行った。

#### イ 基金運用状況審査

令和2年度基金運用状況に関する審査を決算審査と併せて実施した。

#### ウ 健全化判断比率及び資金不足比率審査

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率に関する審査を7月20日から8月2日までの間で実施した。

### (2) 検査

#### 例月現金出納検査

一般会計・特別会計及び各公営企業会計について、出納月計表、歳入歳出現計表、基金運用状況報告書等に基づき、毎月検査を実施した。

### (3) 監査

#### ア 定期監査

「業務委託契約の事務手続きについて」を重点項目に設定して監査を実施すること、また、本監査に先立ち事前調査を10月22日から実施することを決定した。

#### イ 行政監査

「土地・建物の貸付について」をテーマに選定し、今後の土地建物の貸付事務の適正な執行等に資することを目的として、監査を実施することを決定した。

### (4) 都市監査委員会

#### ア 山梨県都市監査委員会

役員会・定期総会・研修会

令和3年6月に役員会、8月に定期総会を書面にて行った。研修会は中止となった。

#### イ 関東都市監査委員会

役員会・定期総会

令和3年5月27日にオンラインで開催された役員会に出席した。定期総会は中止となった。

#### ウ 全国都市監査委員会

総会・研修会

総会は書面での開催となり、研修会は中止となった。

## 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

### 調査結果

新規委託業務件数 0件

## 4 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 農業委員会事務局

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

歳入状況 (単位:円・%)

| 区分   | 予算現額(A)    | 調定額(B)  | 収入済額(C) | 収入未済額(B-C) | 収入率(C/B) |
|------|------------|---------|---------|------------|----------|
| 県支出金 | 10,336,000 | 0       | 0       | 0          | —        |
| 諸収入  | 295,000    | 303,320 | 302,916 | 404        | 99.9     |
| 歳入合計 | 10,631,000 | 303,320 | 302,916 | 404        | 99.9     |

歳出状況 (単位:円・%)

| 区分     | 予算現額(A)    | 支出負担行為額(B) | 予算残額(A-B)  | 執行率(B/A) |
|--------|------------|------------|------------|----------|
| 農林水産業費 | 29,057,000 | 10,579,181 | 18,477,819 | 36.4     |
| 歳出合計   | 29,057,000 | 10,579,181 | 18,477,819 | 36.4     |

## 2 事業概要

主な業務内容は、農業委員会の運営、農地法の適正な執行、農地等の利用の最適化の推進、農政活動や農業者年金などに関する業務である。

農業委員会の運営については、定期総会6回、運営委員会2回、ブロック会議3回、編集委員会1回を開催した。

農地法の適正な執行については、農地法に基づき公正な審査に努める中で、農地の無断転用の防止や優良農地の確保など秩序ある土地利用に取り組んでいる。また、農地法に基づく農地の事務は、農地の権利移動・転用の申請・届出を196件、農地転用確認証明157件などの取扱いと処理を行った。

農地等の利用の最適化の推進については、農地の有効利用により安定した農業経営を持続するため、甲府地域農業再生協議会に参加・協力するとともに、「農地銀行制度」を有効活用することにより、農地の流動化と集積化に結びつけ、併せて、農地の遊休化の解消に努めている。

農政活動については、情報提供活動として年2回の「農業委員会だより」の作成・配付を行っている。また、本市の農業振興と活性化に向け、農家の要望等を集約し、県及び市に対し意見書の提出を行っている。

農業者年金の業務については、諸届の提出指導、年金受給のための相談や指導を行うとともに、新規加入者の確保に努めている。

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

調査結果

新規委託業務件数 0件

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

- ・ 特になし。

# 下水道事業会計

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

### (1) 収益的収入及び支出の状況

収益的収入

(単位:円・%)

| 区分    | 予算現額 (A)      | 調定額 (B)       | 収入済額 (C)      | 収入未済額 (B-C) | 収入率 (C/B) |
|-------|---------------|---------------|---------------|-------------|-----------|
| 営業収益  | 4,077,056,000 | 2,508,522,874 | 1,889,834,808 | 618,688,066 | 75.3      |
| 営業外収益 | 3,411,335,000 | 1,330,275,815 | 1,330,275,815 | 0           | 100.0     |
| 特別利益  | 61,118,000    | 107,635       | 0             | 107,635     | 0.0       |
| 合計    | 7,549,509,000 | 3,838,906,324 | 3,220,110,623 | 618,795,701 | 83.9      |

(未賦課分下水道使用料)

(単位:円)

| 不納欠損後の調定額   | 収入累計額       | 収入未済額  |
|-------------|-------------|--------|
| 441,487,902 | 441,401,235 | 86,667 |

収益的支出

(単位:円・%)

| 区分    | 予算現額 (A)      | 支出負担行為額 (B)   | 予算残額 (A-B)    | 執行率 (B/A) |
|-------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 営業費用  | 5,649,994,000 | 779,008,224   | 4,870,985,776 | 13.8      |
| 営業外費用 | 803,344,000   | 318,956,867   | 484,387,133   | 39.7      |
| 特別損失  | 8,417,000     | 5,339,538     | 3,077,462     | 63.4      |
| 予備費   | 1,000,000     | 0             | 1,000,000     | 0.0       |
| 合計    | 6,462,755,000 | 1,103,304,629 | 5,359,450,371 | 17.1      |

### (2) 資本的収入及び支出の状況

資本的収入

(単位:円・%)

| 区分       | 予算現額 (A)      | 調定額 (B)     | 収入済額 (C)    | 収入未済額 (B-C) | 収入率 (C/B) |
|----------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 企業債      | 2,754,100,000 | 0           | 0           | 0           | —         |
| 補助金      | 1,696,869,000 | 924,244,000 | 924,244,000 | 0           | 100.0     |
| 工事負担金    | 261,353,000   | 41,863,610  | 41,863,610  | 0           | 100.0     |
| 固定資産売却代金 | 1,000         | 0           | 0           | 0           | —         |
| その他資本的収入 | 1,167,000     | 577,441     | 577,441     | 0           | 100.0     |
| 長期貸付金返還金 | 1,399,000     | 412,065     | 412,065     | 0           | 100.0     |
| 合計       | 4,714,889,000 | 967,097,116 | 967,097,116 | 0           | 100.0     |

## 資本的支出

(単位:円・%)

| 区分        | 予算現額 (A)      | 支出負担行為額 (B)   | 予算残額 (A-B)    | 執行率 (B/A) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 建設改良費     | 3,521,657,000 | 1,760,554,363 | 1,761,102,637 | 50.0      |
| 企業債償還金    | 4,447,092,000 | 1,963,437,824 | 2,483,654,176 | 44.2      |
| 他会計借入金償還金 | 75,334,000    | 55,333,333    | 20,000,667    | 73.5      |
| 投資        | 9,810,000     | 0             | 9,810,000     | 0.0       |
| 合計        | 8,053,893,000 | 3,779,325,520 | 4,274,567,480 | 46.9      |

## 2 事業概況

本市の下水道事業は、昭和29年に事業計画の認可を受け、昭和37年8月に供用を開始して以来、都市基盤の整備に努めてきた結果、令和2年度末の普及率は96.9%と高水準に達している。

令和3年度は、「甲府市上下水道事業経営戦略」の4つの経営方針に基づき、管路・施設の耐震化を推進するとともに、老朽化施設の効果的な改築を進め、将来にわたり安定した下水道サービスを提供できるよう努めている。

収益的収支については、人口減少や節水機器の普及等により水需要の減少傾向が続く中、施設の老朽化による維持管理費の増加が見込まれるため、効率的な運転管理による経費の削減を図るとともに、適正な料金についても継続的に検討を行い、持続可能な経営に努めている。

資本的収支については、企業債の借入れや国庫補助金等を活用しているものの、毎年度、収支不足が発生している。現在は、減価償却費及び資産減耗費等の内部留保資金により補填可能な状況となっているが、今後は、老朽化した施設の耐震化等に多額の投資が見込まれることから、国庫補助金等を最大限活用し、適正な範囲での企業債の借入れを行い、必要な財源確保に努めている。

## ○汚水の処理状況

## 処理水量

(単位: m<sup>3</sup>)

| 区分       | 令和3年4月<br>から9月まで | 令和2年4月<br>から9月まで | 対前年度比      |
|----------|------------------|------------------|------------|
| 浄化センター   | 19,535,902       | 21,097,142       | △1,561,240 |
| 峡東浄化センター | 399,404          | 388,710          | 10,694     |

## 汚泥処理量

(単位: t)

| 区分   | 令和3年4月<br>から9月まで | 令和2年4月<br>から9月まで | 対前年度比  |
|------|------------------|------------------|--------|
| 焼却処分 | 8,894.08         | 8,697.53         | 196.55 |

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

#### 調査結果

新規委託業務件数 54 件

- ・ 業務委託契約書類の記載内容及び添付書類に不備等が見受けられた。

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

#### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

#### (2) 要望事項

- ・ 上下水道事業については、いつ起きる分からない災害に対し、令和2年度に策定した甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）をより効果的に運用し、非常時に的確な対応ができるよう、計画の推進に努めること。

（全課）

- ・ 下水道事業については、管路の浸入水防止対策を効率的かつ効果的な手法で推進し、有収率の向上に努めること。

（下水道課）

# 水道事業会計

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

### (1) 収益的収入及び支出の状況

収益的収入

(単位:円・%)

| 区分    | 予算現額 (A)      | 調定額 (B)       | 収入済額 (C)      | 収入未済額 (B-C) | 収入率 (C/B) |
|-------|---------------|---------------|---------------|-------------|-----------|
| 営業収益  | 4,685,087,000 | 2,421,375,415 | 1,927,318,796 | 494,056,619 | 79.6      |
| 営業外収益 | 1,184,987,000 | 42,954,628    | 41,872,590    | 1,082,038   | 97.5      |
| 特別利益  | 5,458,000     | 284,692       | 0             | 284,692     | 0.0       |
| 合計    | 5,875,532,000 | 2,464,614,735 | 1,969,191,386 | 495,423,349 | 79.9      |

収益的支出

(単位:円・%)

| 区分    | 予算現額 (A)      | 支出負担行為額 (B)   | 予算残額 (A-B)    | 執行率 (B/A) |
|-------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 営業費用  | 4,765,190,000 | 1,308,985,040 | 3,456,204,960 | 27.5      |
| 営業外費用 | 152,145,000   | 32,782,174    | 119,362,826   | 21.5      |
| 特別損失  | 20,811,000    | 7,695,724     | 13,115,276    | 37.0      |
| 予備費   | 1,000,000     | 0             | 1,000,000     | 0.0       |
| 合計    | 4,939,146,000 | 1,349,462,938 | 3,589,683,062 | 27.3      |

### (2) 資本的収入及び支出の状況

資本的収入

(単位:円・%)

| 区分        | 予算現額 (A)      | 調定額 (B)     | 収入済額 (C)    | 収入未済額 (B-C) | 収入率 (C/B) |
|-----------|---------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 企業債       | 1,255,900,000 | 0           | 0           | 0           | 0.0       |
| 工事負担金     | 269,543,000   | 5,116,103   | 5,116,103   | 0           | 100.0     |
| 加入金       | 101,339,000   | 49,434,000  | 49,434,000  | 0           | 100.0     |
| 固定資産売却代金  | 1,000         | 0           | 0           | 0           | —         |
| 他会計貸付金返還金 | 75,334,000    | 55,333,333  | 55,333,333  | 0           | 100.0     |
| 合計        | 1,702,117,000 | 109,883,436 | 109,883,436 | 0           | 100.0     |

資本的支出

(単位:円・%)

| 区 分    | 予算現額 (A)      | 支出負担行為額 (B)   | 予算残額 (A-B)    | 執行率 (B/A) |
|--------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| 建設改良費  | 4,649,933,000 | 3,037,248,521 | 1,612,684,479 | 65.3      |
| 企業債償還金 | 497,739,000   | 246,953,765   | 250,785,235   | 49.6      |
| 合 計    | 5,147,672,000 | 3,284,202,286 | 1,863,469,714 | 63.8      |

## 2 事業概況

本市の水道事業は、大正2年に全国で26番目に給水を開始して以来、増大する水需要に応えるため、水量確保を中心とした拡張事業を行ってきた。その事業の財源は企業債であり、昭和61年度末の企業債残高は295億円に達したが、平成19年度からの国の特例措置として認められた補償金免除繰上償還制度の活用などにより、令和3年9月末の企業債残高は18億5,000万円余となっている。

令和3年度は、「甲府市上下水道事業経営戦略」で掲げた経営理念に基づき、管路・施設の更新及び耐震化を推進するとともに、将来にわたり「水」を通じた潤いのある生活環境を、安全・安心のもと安定的に供給し続けるため、水源保全の推進や水質管理の充実に努めている。

収益的収支については、人口減少や節水機器の普及などにより、水需要の減少傾向が続く中、収入の大宗をなす給水収益は、今後も逡減していくことが見込まれるため、適正な料金について継続的に検討を行い、持続可能な経営に努めていく必要がある。

資本的収支については、給水収益の減少が進む中、施設の老朽化による維持管理費や施設強靱化等にかかる事業費の増加が見込まれることから、平成30年度より、経営戦略に基づき事業を推進している。

また、経営戦略推進委員会において進捗管理を行い、施策目標の達成状況を確認する中で、改善内容を次年度に反映するなど、効率的で効果的な事業運営に努めている。

配水量及び有収水量の状況

(単位: m<sup>3</sup>・%)

| 区 分     | 令和3年4月<br>から9月まで | 令和2年4月<br>から9月まで | 対前年度比    |
|---------|------------------|------------------|----------|
| 配水量     | 15,307,734       | 15,599,443       | △291,709 |
| 1日平均配水量 | 83,649           | 85,243           | △1,594   |
| 有収水量    | 13,206,921       | 13,162,584       | 44,337   |
| 有収率     | 86.3             | 84.4             | 1.9      |

### 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

調査結果

新規委託業務件数 69 件

- ・業務委託契約書類の記載内容及び添付資料に不備等が散見された。

### 4 指摘事項、指導事項、要望事項

#### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

#### (2) 要望事項

- ・ 上下水道事業については、いつ起きるか分からない災害に対し、令和2年度に策定した甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）をより効果的に運用し、非常時に的確な対応ができるよう、計画の推進に努めること。 (全課)
- ・ 水道事業については、貴重な水資源の有効利用を図るため、漏水調査や漏水防止対策を推進し、有収率の向上に努めること。 (水道課)

# 簡易水道等事業会計

(令和3年9月30日現在)

## 1 予算執行状況

### (1) 収益的収入及び支出の状況

#### 収益的収入

(単位:円・%)

| 区 分   | 予算現額 (A)   | 調定額 (B)    | 収入済額 (C)   | 収入未済額 (B-C) | 収入率 (C/B) |
|-------|------------|------------|------------|-------------|-----------|
| 営業収益  | 3,901,000  | 2,014,870  | 1,328,338  | 686,532     | 65.9      |
| 営業外収益 | 70,133,000 | 54,358,235 | 54,358,235 | 0           | 100.0     |
| 特別利益  | 1,000      | 0          | 0          | 0           | —         |
| 合計    | 74,035,000 | 56,373,105 | 55,686,573 | 686,532     | 98.8      |

#### 収益的支出

(単位:円・%)

| 区 分   | 予算現額 (A)   | 支出負担行為額 (B) | 予算残額 (A-B) | 執行率 (B/A) |
|-------|------------|-------------|------------|-----------|
| 営業費用  | 75,857,000 | 16,790,301  | 59,066,699 | 22.1      |
| 営業外費用 | 1,927,000  | 985,834     | 941,166    | 51.2      |
| 特別損失  | 1,000      | 0           | 1,000      | —         |
| 合計    | 77,785,000 | 17,776,135  | 60,008,865 | 22.9      |

### (2) 資本的収入及び支出の状況

#### 資本的収入

(単位:円・%)

| 区 分 | 予算現額 (A)   | 調定額 (B)   | 収入済額 (C)  | 収入未済額 (B-C) | 収入率 (C/B) |
|-----|------------|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 企業債 | 12,900,000 | 0         | 0         | 0           | —         |
| 補助金 | 10,380,000 | 5,641,899 | 5,641,899 | 0           | 100.0     |
| 加入金 | 1,000      | 55,000    | 55,000    | 0           | 100.0     |
| 合計  | 23,281,000 | 5,696,899 | 5,696,899 | 0           | 100.0     |

#### 資本的支出

(単位:円・%)

| 区 分    | 予算現額 (A)   | 支出負担行為額 (B) | 予算残額 (A-B) | 執行率 (B/A) |
|--------|------------|-------------|------------|-----------|
| 建設改良費  | 22,927,000 | 2,254,555   | 20,672,445 | 9.8       |
| 企業債償還金 | 10,380,000 | 5,641,899   | 4,738,101  | 54.4      |
| 合計     | 33,307,000 | 7,896,454   | 25,410,546 | 23.7      |

## 2 事業概況

簡易水道等事業は、平成 24 年 4 月から「市長の権限に属する事務の一部を委員会等に委任する規則」に基づき、上下水道事業管理者へ委任されており、また、令和 2 年 4 月 1 日から、地方公営企業法の財務適用による公営企業会計へ移行した。

令和 3 年度は、「甲府市簡易水道等事業経営戦略」で掲げた信頼性の高い水道を次世代に着実に継承していくことを基本とし、運営経費を踏まえる中で、安全で安心な水を安定的に供給できるよう水源から給水栓まで一貫した管理を徹底し、必要策を適時講じながら、将来にわたり持続可能な事業運営に努めている。

配水量及び有収水量の状況

(単位：m<sup>3</sup>・%)

| 区 分           | 令和 3 年 4 月<br>から 9 月まで | 令和 2 年 4 月<br>から 9 月まで | 対前年度比   |
|---------------|------------------------|------------------------|---------|
| 配 水 量         | 168,309                | 203,183                | △34,874 |
| 1 日 平 均 配 水 量 | 920                    | 1,108                  | △188    |
| 有 収 水 量       | 79,419                 | 89,133                 | △9,714  |
| 有 収 率         | 47.2                   | 43.9                   | 3.3     |

## 3 重点項目「業務委託契約の事務手続きについて」に関する報告

調査結果

新規委託業務件数 14 件

- ・ 適正に処理されていた。

## 4 指摘事項、指導事項、要望事項

### (1) 指摘事項、指導事項

- ・ 特になし。

### (2) 要望事項

- ・ 上下水道事業については、いつ起きるか分からない災害に対し、令和 2 年度に策定した甲府市上下水道事業業務継続計画（BCP）をより効果的に運用し、非常時に的確な対応ができるよう、計画の推進に努めること。(全課)

# 行政監查報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による監査を甲府市監査基準に基づき実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

### 2 監査のテーマ

土地・建物の貸付けについて

### 3 監査の対象

令和 2 年度に執行された土地・建物の貸付事務（自動販売機の設置に係る土地の貸付けは除く）

### 4 監査の着眼点

貸付財産に係る貸付けの用途、期間、条件及び貸付料等について、契約締結において、適切かつ統一的な取り扱いがなされているか、妥当性を確かめる。

### 5 監査の主な実施内容

各部局に提出を求めた調査票等を基に、事務手続きや関係書類を確認し、必要に応じて所管職員から説明聴取等を行った。

### 6 監査の実施場所及び実施期間

(1) 実施場所 監査委員事務局

(2) 実施期間 令和 3 年 11 月 19 日から令和 4 年 1 月 28 日まで

## 第 2 土地・建物の貸付事務の執行状況

各調査項目による調査結果の概要は、次のとおりである。

ただし、普通財産については、使用状況の把握ができていない物件が多数あるため、貸付手続きの行われているものについて調査した。

### 1 貸付けを行っている公有財産

(単位：件)

| 区 分  | 件 数 |
|------|-----|
| 行政財産 | 14  |
| 普通財産 | 108 |
| 計    | 122 |

行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の公有財産をいう。（地方自治法第 238 条第 4 項）

普通財産は、地方公共団体の公有地という性格から取り扱いの特例があるものの、比較的自由に貸付けを行うことができる。一方で、行政財産は、地方公共団体の行政執行の物的手段として行政目的の効果的達成のために利用されるべきものであ

り、原則として貸付け等私権の設定の運用は禁止されているが、その用途又は目的を妨げない限度において、庁舎等の床面積や敷地等の余裕部分を貸し付けることができる」とされている。

## 2 貸付けを行っている財産の種類

(単位：件)

| 区分   | 土地  | 建物 | 土地・建物 | 計   |
|------|-----|----|-------|-----|
| 行政財産 | 3   | 8  | 3     | 14  |
| 普通財産 | 105 | 0  | 3     | 108 |
| 計    | 108 | 8  | 6     | 122 |

財産の種類別の貸付状況は、上の表のとおりであり、土地のみの貸付けが108件、建物のみの貸付けが8件、土地と建物の一体的な貸付けが6件となっている。

## 3 貸付けの用途

(単位：件)

| 区分   | 用途              | 件数 |
|------|-----------------|----|
| 行政財産 | 店舗              | 4  |
|      | 医療施設            | 3  |
|      | 金融機関等           | 3  |
|      | 広告掲載活用地         | 2  |
|      | 公衆用電話室          | 1  |
|      | 床頭台テレビシステム等設置   | 1  |
|      | 計               | 14 |
| 普通財産 | 集会場・防災倉庫        | 61 |
|      | 電柱等敷地           | 11 |
|      | 駐在所敷地           | 8  |
|      | 消防用地            | 7  |
|      | 現場事務所、資材置き場等    | 5  |
|      | 特別高圧架空送電線上空横過用地 | 2  |
|      | 施設              | 2  |
|      | 福祉施設            | 2  |
|      | 駐車場             | 2  |
|      | 通路用地            | 2  |
|      | 上水施設用地          | 1  |
|      | 水道管理施設用地        | 1  |
|      | 高圧送電線活用地        | 1  |
|      | 店舗              | 1  |

|   |       |     |
|---|-------|-----|
|   | 地震観測地 | 1   |
|   | 実習用農地 | 1   |
| 計 |       | 108 |

貸付財産の用途は、上の表のとおりである。

行政財産 14 件の用途は、市役所本庁舎、市立甲府病院、武田氏館跡歴史館等に設置されているコンビニエンスストアなどの店舗 4 件、医療施設への貸付け 3 件、ATMを含む金融機関等 3 件が主なものである。

普通財産 108 件の用途は、集会場・防災倉庫が 61 件と最も多く、50%以上を占めている。続いて、電柱等敷地が 11 件、駐在所敷地 8 件、消防用地 7 件となっている。

#### 4 契約手続き

##### (1) 契約方法

(単位：件)

| 区 分  | 契約方法        | 件数  |
|------|-------------|-----|
| 行政財産 | 一般競争入札      | 3   |
|      | 公募型プロポーザル方式 | 3   |
|      | 随意契約        | 8   |
| 普通財産 | 公募型プロポーザル方式 | 1   |
|      | 随意契約        | 107 |
| 計    |             | 122 |

公有財産の貸付けは、地方自治法第 234 条第 1 項に定める貸借にあたるため、競争入札又は同法施行令第 167 条の 2 及び甲府市契約規則第 26 条に基づく随意契約により契約を締結している。

契約方法は、上の表のとおりであり、全体で一般競争入札 3 件、公募型プロポーザル方式 4 件、随意契約 115 件となっている。

##### (2) 契約書の有無

行政財産の貸付け 14 件及び普通財産の貸付け 108 件は、全ての案件において契約書（公正証書、協定書を含む）が取り交され、有償貸付は貸借契約、無償貸付は使用貸借契約等がそれぞれ締結されていた。

##### (3) 連帯保証人の申請又は担保の提供

甲府市公有財産取扱規則第 20 条の規定では、財産を貸し付ける場合は、連帯保証人をたてさせ、又は担保を提供させなければならないとされている。

財産の貸付手続きにおいて、申請者は連帯保証人が記名・押印をした借受申請書を提出することとなっているが、連帯保証人の記載がない申請書が見られ、連帯保証人が必要でない理由も明確ではなかった。

また、申請書に連帯保証人の記載がある場合でも、契約書に連帯保証人の記名・押印のないものが見られた。

## 5 貸付先の状況

(単位:件)

| 相手方  | 地方公共<br>団体 | 自治会等 | 社会福祉<br>法人 | 個人 | 民間・<br>その他 | 計   |
|------|------------|------|------------|----|------------|-----|
| 行政財産 | 0          | 0    | 0          | 1  | 13         | 14  |
| 普通財産 | 16         | 61   | 2          | 3  | 26         | 108 |
| 計    | 16         | 61   | 2          | 4  | 39         | 122 |

貸付先は、上の表のとおりであり、貸付件数全体に占める割合は、自治会等 50.0%、民間・その他 32.0%、地方公共団体 13.1%、個人 3.3%、社会福祉法人 1.6%となっている。

貸付先の半数を占める自治会等への貸付け 61 件は、すべて集会場や防災倉庫として使用されている。

## 6 貸付期間

(単位:件)

| 区 分  | 5 年以内 | 6 年～10 年 | 11 年～20 年 | 21 年～30 年 | その他 | 計   |
|------|-------|----------|-----------|-----------|-----|-----|
| 行政財産 | 12    | 2        | 0         | 0         | 0   | 14  |
| 普通財産 | 97    | 1        | 2         | 5         | 3   | 108 |
| 計    | 109   | 3        | 2         | 5         | 3   | 122 |

貸付けの契約期間は、甲府市公有財産取扱規則第 19 条第 4 項及び第 23 条により、次のとおり規定されている。

- (1) 建物の所有を目的とする土地及び土地の定着物の貸付けは 30 年以内
- (2) 植樹を目的とする土地及び土地の定着物の貸付けは 30 年以内
- (3) (1) 及び (2) 以外を目的とする土地及び土地の定着物の貸付けは 10 年以内
- (4) 建物の貸付けは 10 年以内
- (5) (1) ～ (4) 以外の普通財産の貸付けは 5 年以内

貸付期間は、上の表のとおりであり、概ね規定どおり適正に設定されていた。

しかし、「その他」の 3 件については、貸付期間を「貸付用途を廃止にするまで」として契約していた。

## 7 貸付料

(単位：件)

| 区分   |       | 有償 | 減額 | 無償 | 計   |
|------|-------|----|----|----|-----|
| 行政財産 | 土地    | 3  | 0  | 0  | 3   |
|      | 建物    | 5  | 3  | 0  | 8   |
|      | 土地・建物 | 0  | 3  | 0  | 3   |
| 普通財産 | 土地    | 26 | 6  | 73 | 105 |
|      | 建物    | 0  | 0  | 0  | 0   |
|      | 土地・建物 | 0  | 0  | 3  | 3   |
| 計    |       | 34 | 12 | 76 | 122 |

地方自治法第 237 条第 2 項において、「普通財産は適正な価格なくして譲渡若しくは貸し付けてはならない」とされており、貸付料を徴することを原則としている。

また、財産を無償又は時価より低い価額で貸付けを行うことに関しては、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第 4 条第 1 項第 1 号により「他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」には、貸付料の減免ができると定めている。

本市における土地及び建物の貸付料の取扱状況は、上の表のとおりであり、無償貸付が 76 件 (62.3%)、有償貸付 34 件 (27.9%)、減額貸付 12 件 (9.8%) となっている。

### (1) 貸付料の算定方法

公有財産の貸付料は、甲府市行政財産使用料条例第 2 条の規定を準用して算定されている。貸付料の算定において留意すべき主な事項について確認した結果は、次のとおりである。

#### ア 貸付料の算定に適用した算式の可否

有償(減額を含む)で貸し付けている 46 件については、概ね条例に規定された算式に基づいて貸付料を算定していたが、それ以外の方法により算定しているものが見られた。

条例の規定によらないで算定している貸付料は、建物に係るものが多く、建物の評価額を算定することが困難であったことから、これまでの実績や下落率等を参考に積算したものであった。

また、算式により貸付料を算定する過程において、使用面積や貸付料の端数処理の誤りが見られた。

#### イ 「適正な評価額」の捉え方

貸付料の算定にあたっては、土地及び建物ともに 1 平方メートル当たりの適正な評価額に対して一定の率を乗じた価格に、使用面積を乗じて計算すること

となっている。

土地の「適正な評価額」は固定資産税の土地の評価額や路線価等により算定されていたが、建物の「適正な評価額」は、様々な計算方法により算定されており算定根拠が不明確なところが見られた。

(2) 貸付料の減免状況

普通財産の無償貸付又は減額貸付については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条により、無償又は時価よりも低い価格で貸し付けることができるとされている。

また、行政財産の無償貸付等は同条例第5条により、普通財産の無償貸付又は減額貸付の規定を準用している。

無償又は減額については、甲府市行政財産の貸付等に関する基準及び甲府市普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要領の運用基準に定める区分に応じ、決定している。

本市における減額貸付及び無償貸付の状況は、次の表のとおりである。

なお、( )で示した件数は、適用規定が複数該当する場合の重複分の件数である。

○財産別の減免状況

(単位：件)

| 区分   | 適用規定  | 減額率                  | 件数  |
|------|---|----------------------|-----|
| 行政財産 | ①他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合であって、直接本市市民の利用に供されるとき | 100/100              | 0   |
|      | ②他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合であって、前号に該当しないとき       | 50/100<br>以内         | (3) |
|      | ③公共的団体において、直接公用の用に供するとき（次号に定める場合を除く。）                             | 75/100<br>以内         | 3   |
|      | ④公共的団体から寄附を受けた財産を当該公共団体へ貸し付けるもので、直接公共の用に供されるとき                    | 100/100              | 0   |
|      | ⑤貸付けた普通財産が地震、火災、水害等の災害により使用の目的に供しがたいと認めるとき                        | 使用目的が<br>阻害される<br>割合 | 0   |
|      | その他   |                      |     |
| 計    |   |                      | 6   |

|      |   |                      |          |
|------|---|----------------------|----------|
| 普通財産 | ①他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合であって、直接本市市民の利用に供されるとき | 100/100              | 18       |
|      | ②他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合であって、前号に該当しないとき       | 50/100<br>以内         | 0        |
|      | ③公共的団体において、直接公用の用に供するとき（次号に定める場合を除く。）                             | 75/100<br>以内         | 3<br>(1) |
|      | ④公共的団体から寄附を受けた財産を当該公共団体へ貸し付けるもので、直接公共の用に供されるとき                    | 100/100              | 59       |
|      | ⑤貸付けた普通財産が地震、火災、水害等の災害により使用の目的に供しがたいと認めるとき                        | 使用目的が<br>阻害される<br>割合 | 0        |
|      | その他   |                      |          |
| 計    |   |                      | 82       |

貸付料の減免においては、概ね規定どおり適切に行われていたが、「その他」とした5件については、有償貸付ではあるが減額の理由や割合が規定に合わないところが見られた。

また、甲府市公有財産取扱規則第19条第2項に規定されている財産を貸し付けるにあたっての決定事項として、第6号に「無償貸付又は減額貸付の場合は、その理由及び減額又は免除した額」とされているが、無償で貸し付けている財産の貸付料の算定が行われていなかった。

### 第3 監査の結果

監査にあたり、各関係部局に対し、調査票の回答に基づき貸付料の算定等のヒアリングを行ったところ、概ね適切な執行及び処理がなされていたと認められるが、事務手続きにおける問題点や検討又は留意すべき事項について意見を述べる。

#### 1 契約の手続きについて

##### (1) 貸付期間の設定

貸付期間は、概ね規定どおり適正に設定されていたが、貸付期間を「貸付用途を廃止にするまで」として契約しているものが見られた。

甲府市公有財産取扱規則第 19 条第 4 項では、前述した規定の貸付期間を超えることができないとされており、更に、同規則では貸付期間満了前 30 日までに申請することで、更新することができることと定められていることから、適正な期間を設定して契約を締結し、期間を延長する場合は、適切な更新手続きを実施されたい。

## (2) 連帯保証人の事務手続き

甲府市公有財産取扱規則第 20 条の規定では、財産を貸し付ける場合は、国又は他の地方公共団体へ貸し付けるとき、その他市長が特に必要でないと認める場合を除き、連帯保証人をたてさせ、又は担保を提供させなければならないとある。

財産の貸付手続きにおいて、連帯保証人の記載がない申請書が見られたが理由が明確でないため、連帯保証人を必要でないとする意思決定をとるなど、その理由を明確にしておく必要がある。

また、申請書に連帯保証人の記載がある場合でも、契約書に連帯保証人の記載がなければ、契約の内容を連帯保証人が承知しているとは考えられないことから、契約書に連帯保証人の記名・押印を求められたい。

## 2 貸付料の算定方法について

### (1) 貸付料の算定に適用した算式の可否

貸付料の算定に当たっては、甲府市行政財産使用料条例第 2 条の規定を準用して、概ね適正に算定されていたが、次の点に留意する必要がある。

ア 貸付料については、条例に準拠した算定方法とするように努められたい。

イ 貸付料の算定過程において、使用面積や貸付料の端数処理に誤りが見られたため、貸付料の算定にあたっては、規定を再度確認し、適正な処理に努められたい。

### (2) 「適正な評価額」の捉え方

甲府市行政財産使用料条例第 2 条において、貸付料の算定は「適正な評価額」を基に行うことと定められているが、算定方法に係る具体的な指針がなく、貸付けごとに様々な算定が行われており、特に建物の「適正な評価額」については算定根拠が不明確なところが見られた。

貸付料の算定にあたっては、公平性の観点から、統一した運用ができるよう、「適正な評価額」の取扱いについて具体的な方針の作成を検討されたい。

### (3) 貸付料の減免について

貸付料の減免においては、概ね規定どおり適切に行われていた。

しかし、基準に規定された減免率を採用しない事例が見られたので、その場合は、理由及び採用する減免率についての説明を、意思決定をとる際に記載するな

ど、公平・公正な事務処理に努められたい。

また、財産を無償で貸付けをする場合であっても、甲府市公有財産取扱規則第19条第2項第6号の規定に基づき、当該に係る財産の貸付料を明確にしておく必要がある。

#### 第4 まとめ

平成18年の地方自治法の改正により、行政財産の貸付け範囲が拡大され、今まで活用が困難であった庁舎の建物、敷地において余裕がある場合は、行政財産の貸付けが可能となった。

本市においては、財産の貸付けにより自主財源が確保され、施設の有効活用が図られていると考える。

しかし、貸付けの事務手続きにおいては、条例や規則等の規定に基づく中で執行しているものの、一部では所管部局の判断により評価額や減免率等を決定している現状があることから、条例や規則等の規定内容を再確認するとともに、意思決定をとる際に経過を残すなど、市民に対して適切な説明ができるような事務手続きを行うことが重要である。

今後においても、財産の貸付事務の手続きを公平・公正に行うとともに、甲府市名義の土地については、全件を掌握するように努め、適正な財産管理を行うことが望まれるところである。



# 財政援助団体等監査報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による監査を甲府市監査基準に基づき実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等監査

### 2 監査の対象

#### (1) 対象団体

ア 財政援助団体については、本市が、補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を行っている団体のうち、補助金等の当初交付決定額が概ね 50 万円以上であって、前回の監査から概ね 5 年以上経過したものなどを対象に選定した。

また、これらの対象団体のうち、（一般社団法人）甲府市観光協会については、監査委員が説明聴取を行う監査を実施し、それ以外は書面監査とした。

#### 【財政援助団体】

| 所管部等             | 団体名                   | 補助金名                 | 補助金額（円）※1          |                          |
|------------------|-----------------------|----------------------|--------------------|--------------------------|
| 産業部<br>（観光課）     | （一般社団法人）<br>甲府市観光協会   | 一般社団法人甲府市観光協会運営費補助金  | 令和 2 年度<br>令和 3 年度 | 16,751,952<br>16,773,452 |
| 市長直轄組織<br>（秘書課）  | 甲府市国際親交委員会            | 甲府市国際親交委員会補助金        | 令和 2 年度            | 364,165                  |
| 市民部<br>（人権男女参画課） | 甲府市男女共同参画推進委員会        | 甲府市男女共同参画推進委員会活動費補助金 | 令和 2 年度            | 635,000                  |
| 福祉保健部<br>（地域保健課） | 甲府市保健計画推進連絡協議会        | 甲府市保健計画推進連絡協議会補助金    | 令和 2 年度            | 1,512,495                |
| 産業部<br>（就農支援課）   | 甲府市鳥獣害対策協議会           | 甲府市鳥獣害対策協議会補助金       | 令和 2 年度            | 3,874,000                |
| 教育部<br>（学事課）     | 甲府市教育研究協議会            | 甲府市教育研究協議会補助金        | 令和 2 年度            | 697,300                  |
| 教育部<br>（スポーツ課）   | （公益財団法人）<br>甲府市スポーツ協会 | 公益財団法人甲府市スポーツ協会補助金   | 令和 2 年度            | 34,404,413               |

※1 補助金額については、令和 2 年度は決算額を、令和 3 年度は予算額を記載している。

イ 指定管理者については、本市が、公の施設の管理を行わせているもののうち、前回の監査から概ね5年以上経過したものなどから対象に選定した。

また、これらの対象団体のうち、(特定非営利活動法人) 甲府駅北口まちづくり委員会については、監査委員が説明聴取を行う監査を実施し、それ以外は書面監査とした。

### 【指定管理者】

| 所管部等            | 指定管理者名                    | 施設名                 | 指定管理料（円）※2 |            |
|-----------------|---------------------------|---------------------|------------|------------|
|                 |                           |                     | 選定手続き      | 利用料金制      |
| まちづくり部<br>(総務課) | (特定非営利活動法人) 甲府駅北口まちづくり委員会 | 甲府駅北口公共施設<br>(12施設) | 令和2年度      | 27,748,748 |
|                 |                           |                     | 令和3年度      | 26,800,000 |
| 産業部<br>(雇用創生課)  | 黒平里山の会                    | 甲府市市民いこいの里          | 公募         | 有          |
|                 |                           |                     | 令和2年度      | 2,331,876  |
| 産業部<br>(林政課)    | 寺川グリーン公園管理組合              | 甲府市寺川グリーン公園         | 非公募        | 有          |
|                 |                           |                     | 令和2年度      | 908,994    |
|                 |                           |                     | 非公募        | 有          |

※2 指定管理料については、令和2年度は決算額を、令和3年度は予算額を記載している。

### (2) 対象範囲

監査の対象範囲は、令和2年度予算及び決算とし、監査委員監査については、令和3年度予算執行状況（令和3年9月末日まで）も対象とした。

## 3 監査の着眼点

監査の対象団体における出納その他の事務の執行のうち、本市からの財政的援助に係るものが、適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、これに加えて、指定管理者については、管理業務が施設の設置目的に沿って適正に行われ、基本協定書等に基づく義務の履行が適正に行われているかを着眼点とした。

更に、これらの対象団体に対して、本市の指導監督が適切に行われているかをも着眼点として、監査を実施した。

## 4 監査の主な実施手続き

財政援助団体の監査については、所管部から提出された補助金等交付決定関係書類の外、補助金交付団体の事務事業の概要、事業計画、収支予算の執行状況に関する書類等の試査を行うとともに、事業内容及び事務手続きの状況等について説明聴取を行った。

また、指定管理者の監査については、所管部から提出された指定の手続き関係書類、協定書、指定管理料の積算根拠書類の外、指定管理者の事業計画、収支予算の

執行状況に関する書類等の試査を行うとともに、施設の管理や利用状況等について説明聴取を行った。

なお、書面監査については、補助金交付団体及び指定管理者から提出された「財政援助団体等概要調書」及び「財政援助等により実施した事業等に関する調書」並びに所管部が作成した「補助金交付団体又は指定管理者に関するチェックシート」を基に事務手続き関係書類を確認するとともに、必要に応じて所管職員から説明徴取を行った。

## 5 監査の実施場所及び実施期間

- (1) 実施場所 市役所本庁舎会議室及び監査委員事務局
- (2) 実施期間 令和3年11月26日から令和4年1月28日まで

## 第2 監査の結果

### 1 財政援助団体

- (1) (一般社団法人) 甲府市観光協会【監査委員監査】

所管課：産業部観光課

補助金名：一般社団法人甲府市観光協会運営費補助金

#### ア 団体の概要

(一般社団法人) 甲府市観光協会は、甲府市を中心とする観光事業における観光宣伝紹介、観光客の誘致促進と受入対策及び物産事業の振興を図るとともに、甲府市並びに観光諸団体等と連携して、甲府市及び周辺地域における産業経済の活性化や文化の発展向上に寄与することを目的として、事業を推進している。

#### イ 監査結果の所見

証憑書類等を試査した結果、補助金の交付目的、算定根拠、交付時期及び手続き等について、概ね正確に処理されていることを確認した。

#### ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

##### (ア) 産業部観光課に対する要望事項

- ・ 補助金の交付については、団体に対する適正かつ効果的な財政的援助を図るため、補助金交付要綱の記載内容を点検し、最適な要綱となるよう整備に努めること。

##### (イ) (一般社団法人) 甲府市観光協会に対する要望事項

- ・ 平成29年に法人化した一般社団法人であることを踏まえ、今後も引き続き、法人の定款や諸規程に基づいた適切な運営に努めてほしい。

- (2) 甲府市国際親交委員会【書面監査】

所管課：市長直轄組織秘書課

補助金名：甲府市国際親交委員会補助金

#### ア 団体の概要

甲府市国際親交委員会は、甲府市と親交関係にある都市との友好親善を基調

とし、人物、文化、経済等、相互の交流を図り、世界平和の推進に寄与することを目的としている。姉妹友好都市等、各国在日大使館、領事館、甲府在住の留学生との交流事業を行う。

イ 監査結果の所見

証憑書類等を試査した結果、補助金の交付目的、算定根拠、交付時期及び手続き等について、概ね正確に処理されていることを確認した。

ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

(ア) 市長直轄組織秘書課に対する要望事項

- ・ 本市からの補助金については、交付先の団体において事務処理と執行を適正に行う必要があるため、当該団体における会計事務や経理に関する規程を整備するよう指導すること。

(イ) 甲府市国際親交委員会に対する要望事項

- ・ 甲府市からの補助金については、その事務処理と執行を適正に行う必要があることから、貴団体における会計事務や経理に関する規程の整備に努めてほしい。

(3) 甲府市男女共同参画推進委員会【書面監査】

所管課：市民部人権男女参画課

補助金名：甲府市男女共同参画推進委員会活動費補助金

ア 団体の概要

甲府市男女共同参画推進委員会は、男女が、互いにその人権を尊重しつつも分かち合い、性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動や研修会等を開催している。

イ 監査結果の所見

証憑書類等を試査した結果、補助金の交付目的、算定根拠、交付時期及び手続き等について、概ね正確に処理されていることを確認した。

ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

(ア) 市民部人権男女参画課に対する要望事項

- ・ 補助金の交付先団体において、当初予定した補助対象事業に変更や中止などがあった場合は、変更手続きを行うよう指導すること。

(イ) 甲府市男女共同参画推進委員会に対する要望事項

- ・ 貴団体において補助申請をした当初の事業内容に変更や中止があった場合は、申請事項の変更届を提出するなど、適正な事務手続きを行ってほしい。

(4) 甲府市保健計画推進連絡協議会【書面監査】

所管課：福祉保健部地域保健課

補助金名：甲府市保健計画推進連絡協議会補助金

ア 団体の概要

甲府市保健計画推進連絡協議会は、各地区組織の代表者(理事)で構成され、

市民の一人ひとりが生涯を通じて心身共に健やかな生活を享受し、「活力ある健康都市甲府」の実現を目指し、健康増進のための活動、保健思想の普及啓発活動、健康問題の話し合い、健康づくり実践団体の育成と強化などを目的としており、各種活動や研修会等を実施している。

イ 監査結果の所見

証憑書類等を試査した結果、補助金の交付目的、算定根拠、交付時期及び手続き等について、概ね正確に処理されていることを確認した。

ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

(ア) 福祉保健部地域保健課に対する要望事項

- ・ 本市からの補助金については、交付先の団体において事務処理と執行を適正に行う必要があるため、当該団体における会計事務や経理に関する規程を整備するよう指導すること。
- ・ 交付先の団体から提出される実績報告書については、收受をしたうえで、室長まで報告すること。

(イ) 甲府市保健計画推進連絡協議会に対する要望事項

- ・ 甲府市からの補助金については、その事務処理と執行を適正に行う必要があることから、貴団体における会計事務や経理に関する規程の整備に努めてほしい。

(5) 甲府市鳥獣害対策協議会【書面監査】

所管課：産業部就農支援課

補助金名：甲府市鳥獣害対策協議会補助金

ア 団体の概要

甲府市鳥獣害対策協議会は、野生鳥獣による農林業等に係る被害の防止のため、甲府市が作成する被害防止計画等に基づき、被害防止のための取組を総合的かつ効果的に実施する。

イ 監査結果の所見

証憑書類等を試査した結果、補助金の交付目的、算定根拠、交付時期及び手続き等について、概ね正確に処理されていることを確認した。

ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

(ア) 産業部就農支援課に対する要望事項

- ・ 補助金の交付については、団体に対する適正な財政的援助を図るため、現行の補助金交付要綱の補助対象事業、補助対象経費、補助金の額の規定内容を再点検し、最適な要綱となるよう整備に努めること。

(イ) 甲府市鳥獣害対策協議会に対する要望事項

- ・ 財務事務の執行にあたっては、今後も引き続き、甲府市鳥獣害対策協議会会計処理規程に則した適正な事務執行に努めてほしい。

(6) 甲府市教育研究協議会【書面監査】

所管課：教育部学事課

補助金名：甲府市教育研究協議会補助金

## ア 団体の概要

甲府市教育研究協議会は、甲府市の教育発展に寄与することを目的として、昭和41年3月に「平和を守り、真実を貫く民主教育の確立」の理念のもと設立され、甲府市内の公立小中支援学校の校長会、教頭会、教育会に所属する全ての教職員によって組織されている。

本会は、社会の変化を見据えた教育研究を、自主的・積極的に推進することにより、教職員の資質の向上と教育機能の活性化を図り、子どもの願いや教育に対する家庭・地域社会の要請に応えることを目指し、本年度は「生きる力を育む学校の創設」を統一テーマに、実践研究及び組織研究での成果の一般化を目指し、研鑽に努めている。

## イ 監査結果の所見

証憑書類等を試査した結果、補助金の交付目的、算定根拠、交付時期及び手続き等について、概ね正確に処理されていることを確認した。

## ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

### (ア) 教育部学事課に対する要望事項

- ・ 当該団体への補助金の額の算定については、補助対象事業、補助対象事業ごとの補助対象経費と補助割合などの規定について、現行の補助金交付要領を再整備するよう努めること。
- ・ 補助金の交付先団体において、当初予定した補助対象事業に変更や中止などがあった場合は、変更手続きを行うよう指導すること。

### (イ) 甲府市教育研究協議会に対する要望事項

- ・ 貴団体において、補助金の交付申請をした当初の事業内容に変更や中止があった場合は、補助金変更申請書を提出するなど、適正な事務手続きを行ってほしい。

## (7) (公益財団法人) 甲府市スポーツ協会【書面監査】

所管課：教育部スポーツ課

補助金名：公益財団法人甲府市スポーツ協会補助金

## ア 団体の概要

(公益財団法人) 甲府市スポーツ協会は、甲府市の各種スポーツ団体を統括する公益団体として、市民も街も健康を基本に「市民スポーツの振興」と「競技力向上」を二大目標におき、市民の体力の向上を図るとともにスポーツ精神を育成し、生涯スポーツの振興を図っている。

## イ 監査結果の所見

証憑書類等を試査した結果、補助金の交付目的、算定根拠、交付時期及び手続き等について、概ね正確に処理されていることを確認した。

## ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

### (ア) 教育部スポーツ課に対する要望事項

- ・ 当該団体への補助金の額の算定については、補助対象事業、補助対象事業ごとの補助対象経費と補助割合などの規定について、現行の補助金交付要綱を再整備するよう努めること。

(イ) (公益財団法人) 甲府市スポーツ協会に対する要望事項

- ・ 財務事務の執行にあたっては、今後も引き続き、公益財団法人甲府市スポーツ協会会計規程に則した適正な事務執行に努めてほしい。

## 2 指定管理者

(1) (特定非営利活動法人) 甲府駅北口まちづくり委員会【監査委員監査】

指定管理施設：甲府駅北口公共施設（12施設）

所管課：まちづくり部総務課

### ア 団体の概要

(特定非営利活動法人) 甲府駅北口まちづくり委員会は、甲府駅北口に係るまちづくり事業を自らの手で行うことにより、地域の総合的かつ一体的な推進に寄与するとともに、伝統と歴史を守り、それを現代に活かし未来につなげることにより、広く公益の増進に寄与することを目的とした団体である。

### イ 監査結果の所見

指定管理者の指定、協定の締結、指定管理料の算定及び協定に基づく義務の履行は、概ね適正に処理されていることを確認した。

### ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

(ア) まちづくり部総務課に対する要望事項

- ・ 自動販売機の収益の取扱方法及び自主事業に関する財源の考え方を明確に整理するとともに、関係する書類の記載内容を再点検し、必要に応じて修正をするなど適切な対応に努めること。

(イ) (特定非営利活動法人) 甲府駅北口まちづくり委員会に対する要望事項

- ・ 基本協定及び仕様書などに規定する業務の実施については、各所管課との協議を踏まえ、引き続き、指定管理業務の的確な執行に努めてほしい。

(2) 黒平里山の会【書面監査】

指定管理施設：甲府市市民いこいの里

所管課：産業部雇用創生課

### ア 団体の概要

黒平里山の会は、北部山岳地帯の黒平町の恵まれた自然の中で、市民等の融和と健康の増進を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に設置された甲府市市民いこいの里において、同施設の健全な管理運営と黒平地域の活性化に努めている。

### イ 監査結果の所見

指定管理者の指定、協定の締結、指定管理料の算定及び協定に基づく義務の履行は、概ね適正に処理されていることを確認した。

### ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

(ア) 産業部雇用創生課に対する要望事項

- ・ 指定管理者から提出される年度終了後の事業報告書については、部長まで供覧を行うとともに、事業の実績や収支決算書の内容などを的確に精査するよう努めること。

(イ) 黒平里山の会に対する要望事項

- ・ 市民いこいの里の施設の維持管理については、今後も引き続き、安全点検や保守などを行いながら適切な維持管理に努めてほしい。

(3) 寺川グリーン公園管理組合【書面監査】

指定管理施設：甲府市寺川グリーン公園

所管課：産業部林政課

ア 団体の概要

寺川グリーン公園管理組合は、緑と水と太陽の自然環境の保全と活用を図り、利用者にいやしの場を提供するとともに、地域の振興に寄与することを目的に設置された甲府市寺川グリーン公園において、同施設の管理運営のほか、地域住民と協力・連携して生きがいのある農村社会の建設などに努めている。

イ 監査結果の所見

指定管理者の指定、協定の締結、指定管理料の算定及び協定に基づく義務の履行は、概ね適正に処理されていることを確認した。

ウ 指摘事項、指導事項、要望事項など

(ア) 産業部林政課に対する要望事項

- ・ 指定管理者から提出される年度終了後の事業報告書については、部長まで供覧を行い、内容などの精査を的確に行うよう努めること。
- ・ 本市からの指定管理料と施設の利用料金については、指定管理者において事務処理と執行を適正に行う必要があるため、指定管理者における会計事務や経理に関する規程を整備するよう指導すること。

(イ) 寺川グリーン公園管理組合に対する要望事項

- ・ 甲府市からの指定管理料と施設の利用料金については、その事務処理と執行を適正に行う必要があることから、貴団体における会計事務や経理に関する規程の整備に努めてほしい。

### 3 まとめ

(1) 財政援助団体監査に対する監査

ア 所管部

補助金に係る交付決定等の事務及び出納などについては、概ね適正に処理されているものと認められたが、補助金交付要綱の規定内容に不十分な事例が見られたので、当該要綱の再整備が望まれるところである。

イ 財政援助団体

補助金の交付申請と受領並びに出納関係帳票の整備については、概ね適正に処理されているものと認められたが、会計事務や経理に関する規程が存在しない事例が見られたので、これらの規程の整備が望まれるところである。

また、補助申請をした当初の事業内容に変更等があった場合の手続きに不備が見られたので、適正な事務手続きを行うことが望まれるところである。

## (2) 指定管理者に対する監査

### ア 所管部

指定管理者の指定と協定の締結並びに指定管理料の算定と支出などについては、概ね適正に処理されているものと認められたが、指定管理者から提出される事業報告書の処理手続きに不十分な事例が見られたので、適正な事務手続きを行うことが望まれるところである。

### イ 指定管理者

施設の維持管理、利用料金の出納、施設管理の会計経理などについては、概ね適正に処理されているものと認められたが、会計事務や経理に関する規程が存在しない事例が見られたので、これらの規程の整備が望まれるところである。



# 工事監査報告書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 5 項の規定による監査を甲府市監査基準に基づき実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

## 第 1 監査の概要

### 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項に基づく工事監査

### 2 監査の対象

令和 3 年度工事で施工途中の請負工事のうち、次の 1 件を対象とした。

土木工事 (単位:円)

| 工事名                              | 施工箇所     | 契約金額        | 契約工期                                   |
|----------------------------------|----------|-------------|--|
| R3 都市計画道路和戸町竜王線築造工事（中央四丁目工区）（余フ） | 中央四丁目地内外 | 142,780,000 | 令和 3 年 7 月 1 日<br>～<br>令和 4 年 3 月 30 日 |

### 3 監査の着眼点及び主な実施内容

工事技術の観点も含め、工事の計画、設計、積算、契約及び施工が、適正かつ効率的に行われているかを着眼点とし、工事概要等の提出資料に基づく担当職員への質問、関係書類の照合・検査及び施工現場における実査により検証確認を行った。

また、行政経営部指導検査担当から工事検査状況について、説明を求めた。

### 4 監査の実施場所及び実施期間

- (1) 実施場所 市役所本庁舎会議室及び工事現場
- (2) 実施期間 令和 4 年 1 月 7 日から令和 4 年 1 月 28 日まで
- (3) 現地確認日 令和 4 年 1 月 21 日

## 第 2 監査の結果

### 1 監査結果の所見

工事監査の結果、関係書類は適正に整備されており、計画、設計、積算、契約並びに施工管理、安全管理などについて、総合的に良好であると認められた。

### 2 指摘事項、指導事項、要望事項など

- ・ 特になし。



前年度以前の定期監査、財政援助団体等  
監査、工事監査、行政監査の指摘事項、  
指導事項、要望事項に対する措置状況

## 前年度以前の定期監査等の指摘、指導、要望事項に対する措置状況

### 定期監査における措置状況

#### 1 市長直轄組織

##### (要望事項)

今年度開催予定であった「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、来年度に延期となったが、国内外で注目度・期待度が高いことから、新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮するとともに、感染予防対策を十分に行う中、本市ならではのホストタウンの取組を進め、情報発信・国際交流・観光振興へつなげること。(国際交流課)

##### (措置状況)

「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」につきましては、フランス卓球・レスリングチームの事前合宿地として、国の指針に基づいた各自治体の受入れ環境に応じた新型コロナウイルス感染症防止対策「ホストタウン等における選手等受入れマニュアル」を作成する中で、安全・安心に十分配慮した事前合宿受入れの準備を行っております。また、感染防止対策を講じる中でホストタウン交流を検討するとともに、事前合宿後・コロナ感染症鎮静後の国際交流・観光振興へ向けて国際交流員による世界への情報発信を積極的に行ってまいります。

##### (要望事項)

来年度迎える「信玄公生誕 500 年」に向け、準備を進めている本市独自の記念事業については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視する中、引き続き効果的なプロモーションを展開するとともに、事業実施に万全を期すこと。(記念事業課)

##### (措置状況)

信玄公生誕 500 年に向け、昨年度、信玄公生誕の日である 11 月 3 日には、1 年前カウントダウンセレモニーを信玄ミュージアムにおいて開催するとともに、甲府が開府した日である 12 月 20 日から甲府駅北口ペDESTリアンデッキにて、感染症拡大防止に配慮した特別企画展「信玄公生誕の地・甲府展」を開設し、甲府の玄関口における情報発信拠点として、生誕 500 年の PR を開始した。

令和 3 年度は、本市独自の事業として、特別連続講座「武田信玄公大学」の開校など、市民を中心に学びの場を創出する事業を継続的に実施することで、コロナ禍においても効果的な情報発信に繋げ、市民の「ふるさとを愛する」気持ちをさらに醸成させ、「シビックプライド(ふるさとへの誇り)」を高めていく。

今後は、10 月 22 日から予定している信玄公祭りを皮切りとした「信玄公生誕ウィーク」及び本市独自事業である 11 月 3 日の「信玄公生誕記念イベント」など、各種事業について感染状況も注視する中で、信玄公生誕の記念すべきこの年を山梨県や関係団体等と連携し、効果的なプロモーション及び記念事業を実施していく。

(要望事項)

今後も新型コロナウイルス感染症の感染状況が深刻度を増す中、「甲府市地域防災計画」に基づき、各地域に避難所運営マニュアルの作成・指導にあたっているところであるが、市民の生命、身体及び財産を尚一層保護するためにも、今回作成した新型コロナウイルス等感染症に係る防災動画や避難所運営手引きを大いに活用を図り、新たな感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアルの作成及び見直しを図るよう指導すること。(危機管理監掌理各課)

(措置状況)

11月に相川地区で規模を縮小して開催した総合防災訓練において、地域連絡員、自治会長、避難所運営委員が参加し、各地区連合会長にも参観していただく中で、6月に周知を図った「新型コロナウイルス等感染症に係る避難所運営手引き」を活用した避難所運営訓練を実施し、感染症対策を講じた避難所運営について、理解を深めていただいた。

また、訓練で実践した感染症対策に配慮した避難所運営のポイントや水害時の避難について解説した防災動画が完成したことから、全自治会及び避難所運営委員会へ配布し、各地域での積極的な活用をお願いした。

## 2 市民部

(指導事項)

プロポーザル方式による契約に関し、財務帳票の時系列及び記載内容に注意を払い、適切な事務処理を行うこと。(市民部長所管)

(措置状況)

総務課において、契約事務手順を改めて確認するとともに、所管課と情報共有を行い、事務手順や記載内容等を確認し、適切な事務執行に努めている。

(要望事項)

令和3年度に行われる「日本女性会議 2021 in 甲府」に向け、プレ大会を行ったことから、この経験を十分活かす中、反省点をチェックし、本大会に向け円滑な運営が行われるよう準備に万全を期すこと。(人権男女参画課)

(措置状況)

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、プレ大会の開催形式を、来場者を見込んだイベント形式からオンライン形式に変更したことについては、やむを得ない判断であったが、この経験を活かし、ウィズコロナを意識した運営等、状況に応じて大会が開催できるよう準備を進めていきたい。

(要望事項)

厳正な税務執行と適正・公平な課税徴収を行うため、引き続き未申告者への申告指導の強化と適正な賦課事務に努めるとともに、市税の納期内納付の推進に努め、公平性と自主財源の安定確保を図るため、収納率の向上に尚一層取り組むこと。(税務統括監掌理各課)

(措置状況)

**【市民税課】**

次のとおり、課税客体の的確な把握と公平・適正な課税に努めている。

個人市民税は、23歳から70歳までの「誰にも扶養されていない者」で、過去3年間に収入があった未申告者に対し呼び出し通知を発送し、状況の調査及び申告指導を行った。

法人市民税は、関係各課や税務関係機関との連携により、未申告・未届法人を特定する中で、申告等指導を行った。

**【資産税課】**

航空写真に地番図を重ね合わせた評価システムを利活用する中で、効率化を図った土地・家屋調査を実施しており、令和2年度は甲府市を含む6市町村での航空写真の共同撮影及びデジタルデータ化を実施した。

償却資産についても関係機関と連携した資産内容調査等による新規事業者の把握及び未申告事業者への申告指導を行い、課税客体の的確な把握と公平・適正な課税に努めている。

**【収納課】**

現年度収納率向上に向け、様々な広報媒体を活用して、納付方法及び納期限の周知に努めた。多様化する納税者ニーズへの対応として、それぞれの納付方法についてメリット・デメリットを考慮する中で、納税者のニーズに最適と思われる納付方法の説明に努め、収納率向上に取り組んだ。

**【滞納整理課】**

令和2年度からは会計年度任用職員による現年度分の電話催告に取り組み、滞納の早期解消に力を入れるとともに、滞納者の実態調査、財産調査を綿密に行い、換価性の高い債権と公売を視野に入れた動産、不動産について差押えを実施することで、滞納額の縮減に努めている。

また、高額滞納案件については、2名が専任で対応にあたり、困難な事案については、滞納整理アドバイザーの助言を受ける中で解消を目指し、収納率の向上に取り組んでいる。

(要望事項)

新型コロナウイルス感染が深刻度を増していることから、窓口業務においては、十分な感染防止対策を行うこと。(全課)

(措置状況)

感染防止対策として、窓口カウンターは、全てアクリル板等で仕切るとともに消毒液の配置及び来庁者の未装着者のマスクを常備している。また、窓口や待合スペースの間隔を確保し、椅子、カウンター、筆記用具等の定期的な消毒や来庁者が長時間滞在することのないよう迅速な業務を行い、感染防止に努めている。

### 3 子ども未来部

(指導事項)

過年度返還金の収入に関し、出納整理期間中の調定手続きの適切な事務処理を行うこと。

(措置状況)

過年度返還金に係る収入については、適切な歳入所属年度になるよう事務処理に努めてまいります。

(要望事項)

運動遊び場事業は、「甲府市子ども未来応援条例」にもある『子どもが健やかに成長できる体制づくり』の核となることから、来年度オープンを予定している「甲府市子ども屋内遊び場」の開設に万全を期すこと。(子ども応援課)

(措置状況)

「甲府市子ども屋内運動遊び場」の令和3年度の開設に向けて、施設の賃貸借契約締結や遊具等の提案及び設置に関する業務のほか、地方創生推進交付金の申請による一般財源以外の収入の確保、施設の愛称の決定、職員採用による運営体制の構築など、各種取組を遺漏なく遂行しました。

(要望事項)

「甲府市子ども・子育て支援計画」に設定された、3つの計画目標達成のための具体的な指標を定め、地域の様々な主体が協力して、子育て環境を充実させ、次世代を担う子どもたちが健やかに成長するための積極的かつ効果的な施策の展開に努めること。(子育て支援課・子ども保育課)

(措置状況)

「甲府市子ども・子育て支援計画」につきましては、子どもたちが健やかに成長できる社会の実現に向けて、計画に位置付けた17事業に、それぞれ目標値を設定し、その達成に向けて取り組むこととしており、家庭、学校、地域等の様々な分野の方たちとの相互協力や、関係部局との緊密な連携を図る中で、子育て・子育て施策の充実に努めてまいります。

#### 4 まちづくり部

(指摘事項)

委託契約に関し、自動更新に対する予算措置について、明確にされていない事例が見受けられたので、適正な事務執行を図ること。

(措置状況)

代替バスの自動更新に対する予算措置につきましては、令和4年度運行分より、今年度9月議会の補正予算において、債務負担行為を設定し、適切な予算措置を講じてまいります。

(指導事項)

道路占用料、法定外公共物占用料の収入に関し、調定手続きの適切な事務処理を行うこと。

(措置状況)

業務手順書を作成し確認するとともに、適切な事務処理を行うため、調定決議に関与する職員を1名増やし、チェック体制を強化いたしました。

(指導事項)

担当課で行う工事請負契約に関し、契約手続きの適切な事務処理を行うこと。

(措置状況)

市民からの要望や苦情の内容を課内で共有し、優先順位を定め計画的な発注に努めております。

(要望事項)

リニア駅近接地域については、県と十分協議をする中、地域や関係機関と連携するとともに、情報の共有を図りながら、企業誘致による産業立地・移住及び定住を促進し、リニア効果を最大限に活かしたまちづくりに努めること。(リニア政策課・都市計画課)

(措置状況)

リニア駅近接地域におけるリニアを活かしたまちづくりにつきましても、これまでに大都市圏からの「企業誘致」と「移住・定住」を重点施策と定め、地域住民や県をはじめとする関係者の皆さまと連携し協議してまいりました。

今後におきましても、リニア開業効果を最大限に享受し、本市の大きな発展に結びつけられるよう、関係者の皆さまと情報交換をする中で、共同歩調で取り組んでまいります。

(要望事項)

高速交通結節エリアにおける土地利用制度の構築は、将来の本市産業の発展の基礎となる重要な取組であることから、地域や関係機関との連携を密に図りながら、十分な協議・検討による制度の構築に努めること。(地域デザイン担当課長)

(措置状況)

高速交通結節エリアのうち、「甲府南IC周辺」及び「落合IC周辺」について、立地を許容する建築物用途の検討を進め、土地利用制度の素案を作成いたしました。

一方、産業立地に係る誘導の観点や、災害ハザードエリアにおける開発許可の厳格化等を内容とする都市計画法改正主旨を踏まえ、市の考え方や施策等と整合を図っていく必要があり、今後庁内関係部局や地域との十分な協議のもと、制度の構築に努めてまいります。

(要望事項)

新型コロナウイルス感染症拡大等による経済情勢の低迷により、企業誘致活動に対する厳しさが増していくことが予測される一方、企業側のテレワークの需要が高まる中、課題解決策として「サテライトオフィス」が注目されることから、今後は、新しい生活様式に着目した積極的な企業誘致活動を図ること。(産業立地課)

(措置状況)

国の「地方創生テレワーク交付金」を活用し、都心から近く豊かな自然環境や高次な都市機能の集積などの地域特性をPRする中で、本市への新しいひとの流れ(移住・滞在)を創出するとともに、企業進出を促進するため、「甲府市サテライトオフィス等活用促進事業」を実施してまいります。

(要望事項)

人口減少、少子高齢化においては、将来的にすべての公共施設等をこのまま維持していくことは困難な状況が予測され、公共施設等のマネジメントは、本市の持続可能な行財政運営には欠かせない取組である。

このことから、「公共施設等マネジメントの基本方針」に基づき、予防保全型の維持管理による公共施設の長寿命化を推進し、施設等の機能の維持及び安全性の確保に努めること。(公共施設保全担当課長)

(措置状況)

予防保全型の維持管理を推進していくため、各施設管理者に対して日常点検の方法や発見された不具合情報のシステム入力等に関する講習会を実施する中で、意識の醸成に努めております。

今後においても、各施設管理者における日常点検や有資格者による建築基準法第12条に基づく定期点検を確実に実施し、建物の不具合の早期発見や安全性の確保に努め、予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を推進してまいります。

## 5 会計室

(要望事項)

予算執行の手続きや公金の出納について、財務事務の内部統制担当として、「甲府市財務規則」等に則した適切な審査・指導を行い、会計事務の適正な執行に努めること。

(措置状況)

令和2年度は、新たな取り組みとして事務処理能力の向上を目的とした「会計事務研修」をオンラインで行い、より多くの職員の受講を可能としました。

今後も会計室職員のスキルアップに努め、審査を通じた丁寧な指導や、「会計事務処理マニュアル」の周知、「会計事務研修」等により、会計事務の適正な執行に努めてまいります。

## 6 教育委員会教育部

(指摘事項)

長期継続契約に関し、「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」に該当しない事例が見受けられたので、適正な事務執行を図ること。(図書館)

(措置状況)

ご指摘の事例は、図書館で貸出しを行っているCD・DVDの傷を研磨する機器の賃貸借契約であり、本市で長期継続契約が認められている複写機や電子計算機などと

性質が同様の物品であると考え長期継続契約としたものであります。今後、長期継続契約を行うに当たっては、担当課と総務課の双方において規則等を確認するとともに、疑義が生じるものについては、契約課と協議し適切な事務執行を行ってまいります。

(要望事項)

国の進める「GIGAスクール構想」の実施に伴い、通信ネットワーク環境の整備と全児童生徒への1人1台端末の整備を着実に実施し、児童生徒及び教員が端末を有効に活用し、効果的な授業展開を図れるよう努めること。(学校教育課、学事課)

(措置状況)

通信ネットワーク環境の整備につきましては、令和3年3月末までに完了しました。また、1人1台端末の整備につきましては、令和3年4月末までに12,716台の納品を完了したところであります。

令和3年度は、「児童生徒1人1台端末時代」の幕開けの年であり、全ての教員と児童生徒が抵抗なく活用するには、学校現場へのサポートが重要となるため、新たに「情報化推進係」を設置し、ICT推進委員会事務局の運営や現場支援のための資料作成等、学校現場への助言等を行っております。

また、国の「GIGAスクールサポーター配置促進事業」を活用し、本格運用後の学校現場に対するサポート体制として、ヘルプデスクの設置や、授業中の機器やアプリ操作のトラブル解決に当たるサポートスタッフの配置を予定しているほか、研究指定校での実践や研修等を通じて、台端末を活用した効果的な授業展開を図れるよう努めてまいります。

(要望事項)

学校給食を提供するにあたり、衛生管理や作業工程が正確かつ安全に実施されているかを引き続き確認し、その体制づくりに努め、安全で安心な学校給食の提供に努めること。(学事課)

(措置状況)

安全、安心な学校給食を提供する上で重要な衛生管理につきましては、小学校においては、栄養教諭と委託業者が連携し、衛生管理基準に従い行われている中で、専門業者による給食室の設備や調理作業等の点検を計画的に行っており、中学校においては、定期的に職員による調理施設や調理作業等の監視を行っているところであります。

また、作業工程を正確かつ安全に実施していくために、食材の検収から配膳まで工程ごとに作業状況を確認する体制を強化するとともに、調理の前後において調理機器・器具の点検を徹底し、安全、安心な給食の提供に努めております。

(要望事項)

「学校施設長寿命化計画」は、「甲府市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、学校施設の実態及び求められる機能や目指すべき姿等を踏まえる中、効率的・効果的な老朽施設の再生によるトータルコストの縮減・予算の平準化を図り、より良い教育環境を確保・充実するための、中長期的な計画とすること。(教育施設課)

(措置状況)

「学校施設長寿命化計画」は、「甲府市公共施設等総合管理計画」の基本方針を踏まえ、予防保全的な改修を行う長寿命化型の改修へと転換を図り、施設の利用状況や劣化状況を考慮する中で、トータルコストの縮減・予算の平準化を図りつつ、各施設に求められる機能・性能を将来にわたり持続的に確保することを目的として、令和3年3月末に策定いたしました。

今後は、この計画にもとづき、学校施設の長寿命化を推進するとともに、より良い教育環境の整備に努めてまいります。

(要望事項)

子どもたちの安全安心な放課後の居場所づくりを進めるため、「甲府モデル」に基づく「放課後子供教室」の拡充に努めること。(生涯学習課)

(措置状況)

「放課後子供教室」の拡充については、令和3年度の開設を目指し、「甲府モデル」に基づき、新規1教室の開設準備と、休止の1教室のリニューアルに取り組み、現在、「甲府モデル」に基づく放課後子供教室については9教室、既存の放課後子供教室が3教室、合計12教室となりました。

今後につきましても、「甲府モデル」に基づく「放課後子供教室」のさらなる拡充に努めてまいります。

## 7 地方卸売市場事業会計

(指摘事項)

資金前渡職員の指定に関し、事務手続きに不備が見受けられたので、適正な事務執行を図ること。

(措置状況)

資金前渡職員の指定については、地方公営企業法施行令の規定に沿った事務手続きとなるよう見直しを行った。この見直しに伴い「甲府市地方卸売市場事業の財務に関する特例を定める規則」の改正が必要となったことから早急に着手する。

(要望事項)

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、青果部、水産物部の取引量が減少し、地方卸売市場の収入源である売上高割使用料も減少することが見込まれ、市場経営にも影響を及ぼすことが予測される。

今後も、この状況がいつまで続くかは予測が困難であるが、公営企業として健全で効率的な経営に努めるとともに、市場関係者や地域との連携を密にし、中長期的な視点により、経営戦略による着実な市場の活性化に努めること。

(措置状況)

卸売市場の取引数量・取引金額は、社会環境の変化により年々減少するとともに、先の見通せない新型コロナウイルス感染症による影響が、市場関係者の経営をさらに悪化させ、市場経営はより厳しいものになると思われま。

こうした状況下の中、経営戦略につきましては、10月に開催した市場関係者で構成する専門部会（営業部会）においては、コロナ禍の終息後に開催する旨の意見集約がされました。しかし、施設整備につきましては、市場施設の機能を維持していく必要があることから、老朽化対策と経営戦略に掲げた衛生管理及び環境対策を取り入れるとともに、施設整備を柔軟かつ的確に実施するため、将来にわたる財政収支を見据え、整備期間を3年間とした、甲府市地方卸売市場整備計画（令和3年度～令和5年度）を策定いたしました。

今後におきましては、コロナ後の新たな生活様式にも対応していくため市場関係者と協議し、市場の活性化に向けた取組みに努めてまいります。

## 8 病院事業会計

### （指摘事項）

単年度の委託契約に関し、「甲府市契約規則」に則しない事務手続きが見受けられたので、適正な事務執行を図ること。

### （措置状況）

令和3年度における同契約については、年度開始後に指名競争入札を執行し、4月16日付で契約を締結しました。

今後はその他の契約事務についても、本市契約規則に即した適正な事務執行を図ってまいります。

### （指摘事項）

資金前渡の精算に関し、事務手続きの不備が見受けられたので、適正な事務執行を図ること。

### （措置状況）

資金前渡の未精算人に対し、再三の精算要請をしましたが、応じてもらうことができませんでした。用務を済ませたことについては、当該学会事務局に確認済ですが、本人による精算が見込めないことから、院内決裁をもって完了としました。

今後については、精算の遅延がないよう、精算について周知徹底を図ってまいります。

### （要望事項）

未だ新型コロナウイルス感染症の勢いは衰えず、医療関係者の戦いは続いていることから、一層、安心・安全な体制で医療提供に従事できるよう、引き続き感染症に伴う予防対策に万全の配慮を行うこと。

また、コロナ禍の中ではあるが、病院のPRを十分に行い、近隣の医療機関と幅広く連携を強化し、自治体病院としての機能を認識する中、積極的な経営改善に取り組み、健全な病院経営に努めること。（全課）

### （措置状況）

既に当院医療従事者等は新型コロナウイルスワクチンの2回接種を終了し、これまで行ってきた様々な感染防止対策を引き続き実施するなかで、安心・安全な体制で医

療提供に従事できるよう努めてまいります。

また、自治体病院として地域の医療機関や行政機関との連携を図りながら医療を過不足なく公平・公正に提供すべく、患者さんが安心して受診できるような様々な感染防止対策に努めるとともに、積極的な患者受入れを行うことで経営の改善を図ってまいります。

## 財政援助団体等監査における措置状況

### 1 福祉保健部

|  |
|--|
| 補助金名：甲府市社会福祉協議会運営費補助金  |
| (要望事項)<br>団体への指導については、補助金等に係る実績内容の精査・確認のみならず、団体の社会的役割を鑑み、地域福祉の推進を使命とする組織として市民の期待に応えるよう、適切な指導に努めること。  |
| (措置状況)<br>社会福祉協議会への指導については、同協議会に求められる福祉ニーズに即して、地域福祉を担うマンパワーの充実、市民と地域のつながりの強化など、地域福祉の推進を図るよう定期監督や年度監督時に指導するとともに、「地域福祉推進計画」の計画期間中の甲府市社会福祉審議会地域福祉専門分科会での事業評価を通して指導を行った。 |

|   |
|---|
| 補助金名：甲府市シニアクラブ連合会運営費補助金   |
| (要望事項)<br>補助金の交付にあたり、交付目的と算出根拠を明確にする中、事業の有効性や交付目的の達成状況を評価・検証するとともに、補助金額の精算事務については、実績報告書等を適宜・適切に十分な審査を行うこと。                                    |
| (措置状況)<br>補助金の交付目的を勘案し、算出根拠を見直した。また、事業の有効性や交付目的の達成状況を評価・検証するため、団体が行う各種事業の目的・実績等を確認した。<br>補助金額の精算事務については、団体と密に連絡をとる中で、実績報告書等の書面を精査し、十分な審査を行った。 |

|  |
|--|
| 指定管理施設：甲府市上曽根いきいきプラザ、甲府市古関・梯いきいきプラザ  |
| (要望事項)<br>基本協定及び年度協定に規定する業務については、年度ごと業務の執行状況を適確に把握し、適正かつ円滑な管理監督指導に努めること。   |
| (措置状況)<br>甲府市社会福祉協議会が行う指定管理業務については、定期及び随時の報告やモニタリングの実施により執行状況を把握するとともに、適宜協議を行い、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施しながらも、市民の健康の増進と交流を図る場として適切な運営がされるよう、指導監督に努めた。 |

### 2 子ども未来部

|  |
|--|
| 青少年育成甲府市民会議                                      |
| (要望事項)<br>担当職員が補助金交付団体の事務局を兼ねていることから、補助金の交付にあたり、 |

|  |
|--|
| 実績報告書等の審査・検証については、審査の公平性・公正性が保たれるようチェック体制のあり方について検討するとともに、牽制機能等が十分働くよう努めること。   |
| (措置状況)<br>補助金の交付にあたっての実績報告書等の審査・検証については、これまでのチェック体制を見直し、補助金交付団体の事務局を兼ねていない子ども未来部総務課職員によるチェックも加え、審査・検証の公平性・公正性が保たれるよう努めました。 |

### 3 産業部

|   |
|---|
| 一般社団法人中道農産物加工直売組合   |
| (指導事項)<br>モニタリング実施にあたっては、形式的な検証にとどまらず、「指定管理者モニタリング実施マニュアル」に基づいた適切な点検・検査に努めるとともに、必要な指導を行うこと。 |
| (措置状況)<br>令和3年4月1日付けで基本協定の変更を行い、定期報告に収支状況を報告する項目を追加するとともに、報告内容を適切に点検・検査できるよう指導した。           |

|   |
|---|
| (指導事項)<br>事業報告については、「指定管理者の指定に関する事務マニュアル」に則った供覧・確認を行うこと。      |
| (措置状況)<br>令和2年度事業報告より、「指定管理者の指定に関する事務マニュアル」に則り、部長まで供覧・確認を行った。 |

### 4 社会福祉法人甲府市社会福祉協議会

|   |
|---|
| 補助金名：甲府市社会福祉協議会運営費補助金   |
| (要望事項)<br>法人運営を取り巻く環境の厳しさが増す中、組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性を向上し、組織管理体制の整備を図るとともに、本協議会の社会的役割を十分に発揮し、住民が安心して暮らせる福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進に努めること。   |
| (措置状況)<br>甲府市社会福祉協議会では、組織ガバナンスの強化や事業運営の透明性の向上を図るため、組織内に経営会議などの会議を設置し、経営組織の見直しなどの検討を行うとともに、ホームページや広報誌、SNS等を活用して情報を発信している。<br>また、財政基盤の充実を図り、健全な法人運営に努めるため「甲府市社会福祉協議会強化発展計画」を策定し、計画の施策の実現を目指し、PDCAのマネジメントサイクルにより、計画を進行管理している。<br>福祉コミュニティづくりと地域福祉の推進については、地域福祉推進課にコミュニティソーシャルワーカー6名を配置し、各地区と連携を図る中で、地域福祉ニーズの |

把握や、誰もが安心して暮らせるための福祉のまちづくりの推進に努めている。

補助金名：甲府市シニアクラブ連合会運営費補助金

(要望事項)

財務処理に関して、「甲府市シニアクラブ連合会事務取扱規程」に則り執行すること。  
また、補助金の交付申請に関して、補助対象経費区分を明確にするるとともに、補助金の事業報告書に関して、交付申請時に添付した予算書に符合する決算書を添付すること。

(措置状況)

財務処理に関しては、「甲府市シニアクラブ連合会事務取扱規程」を確認し規程に則り執行するよう、甲府市シニアクラブ連合会に対し指導した。  
また、補助金の交付申請に関しては、令和3年度の補助金の交付申請において補助対象経費区分を明確にしたうえで申請させる。  
補助金の事業報告書に関しては、令和2年度補助金の事業報告書では交付申請時に添付した予算書に符合する決算書が添付されている。  
今後も、適正な事務執行が図られるよう、甲府市シニアクラブ連合会の担当者と随時協議を行う。

指定管理施設：甲府市上曾根いきいきプラザ、甲府市古関・梯いきいきプラザ

(要望事項)

地域住民の意向を踏まえ、住民の健康保持や介護予防等を目的とした各種事業を企画運営し、気軽に交流できる貸館業務を中心とした施設運営に努めること。

(措置状況)

現在、施設運営については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、利用人数を制限し、また一部事業については広い会場を確保できる健康の杜センターにて実施している状況である。  
こうした中、令和3年度の事業実施にあたっては、指定管理者である社会福祉法人甲府市社会福祉協議会において、住民の健康保持や介護予防等を目的とした各種事業の企画運営について、講師等と打合せを行い、感染状況を注視しながら、いきいきプラザでの事業実施を推進することとしている。  
本市においても、各種事業の企画運営及び環境整備について、社会福祉法人甲府市社会福祉協議会と適宜協議を行い、地域住民による施設の利用促進を図る。

## 5 青少年育成甲府市民会議

補助金名：甲府市青少年健全育成推進事業補助金

(指導事項)

会計規程や事務に関する諸規程を整備し、適切な事務処理を行うこと。

(措置状況)

青少年育成甲府市民会議で会計規程を作成し、令和3年4月1日から施行いたしました。

## 6 一般社団法人中道農産物加工直売組合

指定管理者施設：風土記の丘農産物直売所

(指導事項)

会計処理にあたり、証憑書類の不明確なものや、会計伝票の記載に不備があるものが散見されたことから、出納に関する経理規定を作成し、作成された経理規程に則った適切な経理及び事務処理を行うこと。

(措置状況)

証憑書類の処理方法及び履行確認の方法等を明記した会計規程を、一般社団法人中道農産物加工直売組合と税理士で現在作成中である。